

山元町 過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月当初

令和8年8月変更

宮城県山元町

— 目 次 —

1	基本的な事項	1
(1)	町の概況	
1)	自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概況	1
2)	過疎の状況	3
3)	社会経済的発展の方向の概要	4
(2)	人口及び産業の推移と動向	
1)	人口	5
2)	産業	7
(3)	行財政の状況	
1)	行財政の現況と動向	8
2)	施設整備水準等の現況と動向	10
(4)	地域の持続的発展の基本方針	10
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	14
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7)	計画期間	14
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	15
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	16
(3)	計画	18
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	18
(2)	その対策	21
(3)	計画	24
(4)	産業振興促進事項	27
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	28
(3)	計画	28
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	29
(3)	計画	30

6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	32
(2)	その対策	33
(3)	計画	35
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	36
(2)	その対策	37
(3)	計画	38
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	40
(2)	その対策	41
(3)	計画	41
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	42
(2)	その対策	43
(3)	計画	44
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	45
(2)	その対策	45
(3)	計画	45
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	46
(2)	その対策	46
(3)	計画	46
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	47
(2)	その対策	47
	(別表)事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分	48

1 基本的な事項

(1) 町の概況

1) 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概況

① 自然的条件

本町は、宮城県の最東南端に位置し、東は直線的な砂浜海岸となって太平洋に面し、西は阿武隈山地の北端をなす丘陵地帯が南北に連互して角田市・丸森町に、南は福島県新地町と、北は亶理町と接しています。

町の面積は 64.5 km²、東西約 6 km、南北約 12 km のほぼ長方形の形をなす町で、地形は西には阿武隈高地から連なる丘陵地、東には海岸平野の 2 つに大別され、阿武隈山地から太平洋まで、西高東低の均一な地形が連続しているのが特徴となっています。

また、海浜部が仙台湾海浜県自然環境保全地域、深山周辺が深山緑地環境保全地域に指定されるなど、豊かな自然に恵まれています。海浜部については、東日本大震災（以下「大震災」という。）により、砂浜海岸や黒松の防風林帯が甚大な被害を受け、かつての白砂青松の美しい景観の復活が待ち望まれています。

気候は、太平洋沿岸に位置するため、海流の影響により夏は涼しく、冬は温暖で降雪が少なく、比較的過ごしやすい地域となっています。

② 歴史的条件

本町は、明治 22 年に、八手庭村、大平村、小平村、鷺足村、山寺村、浅生原村、高瀬村の 7 か村が合併して山下村、坂元村と真庭村の 2 か村が合併して坂元村となり、それぞれ自治体として発足し、さらに昭和 30 年、町村合併促進法に基づき、山下村と坂元村が合併し、山元町となっています。

産業は、稲作を主体とした農業を基幹産業としており、年間を通じて温暖な気候は、稲作の外にも果物の栽培等種々の作物に適した環境を生み出し、「りんご」や「いちご」は県内で有数の生産量となっています。

また、本町では、地形的な特性から、大雨等による冠水被害を平野部でたびたび受けており、地震や津波については、宮城県沖地震や岩手・宮城内陸地震、昭和三陸津波やチリ地震津波等では、死者の記録は無く、主に家屋や農産物等の被害に留まっていました。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した大震災では、12m にもなる巨大津波が、町内全域の約 40%（可住地の約 60%、農地の約 70%）に襲来し、多くの尊い命と、住まいや鉄道等の生活基盤、農地や農業施設等の産業基盤を一瞬にして奪い去り、本町は壊滅的な被害を受けました。

誰もが経験したことがない多くの困難に立ち向かう中で、「住まいの再建」と「生業の再生」を最優先課題と位置づけ、一日も早い復旧・復興を目指し、全国からの温かい支援をいただきながら、町民が一丸となって各種事業に取り組みました。

また、復興にあたっては、「スピード」「量」「質」が問われる中で従来の手法にとらわれず、大震災前からの課題解決にも果敢に挑み、約8年間のうちに一般会計予算で約50年分に相当する事業を実施しました。

こうした歩みを経て、生活基盤や産業基盤の再生、鉄道や高速道路等の交通条件が向上し、本町は大震災を契機に「安全で持続可能なまち」への転換を進め、復興から創造的発展の段階へと移行しました。

③ 社会的条件

本町は、亶理町とともに亶理郡を構成しており、両町で一部事務組合を設置し、葬祭場を共同で運営しています。産業や医療、文化、買い物といった生活圏も共有しており、日常生活において密接な関係を有していますが、圏域の中心は亶理町にあり、本町における生活関連施設の集積はやや弱い状況にあります。

一方で、平成28年12月には、大震災により不通となっていたJR常磐線が約1キロメートル内陸に移設され、運転が再開されました。これにより、仙台市中心部まで約45分での移動が可能となり、都市部との時間的距離が大きく短縮されました。

また、幹線道路として国道6号が町を縦断しているほか、沿岸部では令和2年10月に県道相馬亶理線の嵩上げ改良が完了し、全線で通行が可能となりました。さらに、平成29年4月には、常磐自動車道山元インターチェンジに続き町内2か所目となる「山元南スマートインターチェンジ」の供用が開始され、令和3年3月には岩沼インターチェンジと山元インターチェンジの区間の4車線化も実現しました。

これらの交通アクセスの向上により、地方中枢都市である仙台方面からのアクセス性は格段に高まり、通勤・通学の利便性向上に加え、企業誘致や物流の面でも優位性を発揮できる地域に成長しました。

また、本町は宮城県の東南端に位置しており、県南地域などとの広域的な連携・交流を通じて、観光や経済活動の相互促進が期待されます。こうした地理的特性を生かし、交流人口の拡大や広域的なネットワークの形成を図りながら、町のさらなる活性化につなげていくことが重要です。

④ 経済的条件

本町の基幹産業は農業であり、温暖な気候と豊かな土壌条件を生かし、いちごや、りんご、シャインマスカットなどの果樹栽培が盛んに行われています。特に、いちごは宮城県内有数の生産量を誇り、農業法人等によるブランド化の取組も進んでいます。

また、福島県と接する東南端に位置する磯浜漁港では、ホッキ貝の貝桁網をはじめ、刺網やカゴ漁などの沿岸漁業が営まれており、農業・漁業ともに地域の暮らしと文化を支える重要な産業となっています。

大震災では、農地や漁港施設が甚大な被害を受けましたが、国や県の支援を受けて大区画化された農地整備や漁港の復旧が進み、現在では営農・漁業活動が再開されています。こうした復興の取組により、生産基盤は回復しつつありますが、担い手の高

高齢化や後継者不足が深刻化しており、安定的な経営継続と新規就業者の確保が課題となっています。

製造業や物流業を中心とする第2次産業では、大震災以降、企業誘致の取組が進み、町内にはおよそ40の企業が立地しています。常磐自動車道やJR常磐線の利便性を活かした交通条件の良さが評価され、雇用の場の創出にもつながっています。

一方で、町内企業においては慢性的な人手不足が課題となっており、今後は地元人材の育成やUIJターンの促進など、地域に根ざした雇用環境の整備が求められます。

第3次産業では、小売業や飲食業などの商業活動に加え、観光交流を通じた地域経済の活性化が進められています。農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」は、町のランドマークとして多くの来訪者を集めており、地域製品の販売や観光情報の発信拠点として重要な役割を果たしています。また、いちご狩りや果樹園観光など、地域資源を活かした体験型観光が広がっており、町の知名度向上にも寄与しています。

このように、本町の経済は農業・漁業を基盤としつつ、製造業の立地や観光の振興などにより、多様な産業が相互に連携する形で発展してきました。今後は、デジタル技術の活用や6次産業化の推進、地域ブランドの育成を通じて、付加価値の高い産業構造への転換を図ることが求められます。また、地域内での所得循環の拡大と、若者や女性、高齢者など多様な人材が活躍できる環境づくりを進めることで、持続可能な地域経済の確立を目指していくことが重要です。

2) 過疎の状況

① 人口等の動向

本町の人口は、平成7年をピークに平成22年までに緩やかな減少が続き、平成22年の国勢調査では16,704人でした。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した大震災により、震災関連死を含め実に人口の約4%に相当する尊い命が失われ、約4,000棟を超える家屋が被災したことに加え、町民の通勤・通学の足を担ってきたJR常磐線が被災し不通となったことが大きな要因となり、平成27年の国勢調査では人口が12,315人と、4,389人もの町民が町外へ流出し急激な人口減少が進みました。

特に、大震災後は若年層の町外流出と出生数の減少が顕著で、少子高齢化が一層加速しました。平成22年と令和2年の国勢調査を比較すると、年少人口(0歳～14歳)は約35%、生産年齢人口(15歳～64歳)では約32%減少する一方、老年人口(65歳以上)は約6%増加するなど、人口構成の高齢化が急速に進行しており、死亡者数が出生者数を上回る「自然減」が続いています。

こうした状況を踏まえ、人口の減少や流出の抑制、地域活性化の観点から、平成27年度以降、定住促進支援策の拡充や、「出会い・結婚」「妊娠・出産」「子育て・教育」「定住」のライフステージにあわせた、切れ目のない支援を実施してきました。これらの取り組みが功を奏し、平成29年度以降(令和4年度を除く)、子育て世帯を中心に、

転入者が転出者を上回る「社会増」が続いており、令和6年4月には人口戦略会議が公表した将来推計人口において、消滅可能性自治体から脱却しました。

しかしながら、「社会増」を大きく上回る「自然減」により、人口の減少に歯止めがかからず、令和2年国勢調査で12,046人であった人口は、令和7年（2025年）9月現在、753人減の11,293人（住民基本台帳人口）となっています。

② これまでの過疎対策及び現在の課題とその後の見通し

本町では、令和元年に「第6次山元町総合計画」を策定し、「キラリやまもと！みんなでつくる笑顔あふれるまち」を将来像に掲げ、地方創生総合戦略や過疎地域持続的発展計画などの各種計画と連携を図りながら、持続可能な地域づくりを進めてきました。

これまでの過疎対策においては、過疎債を活用した社会基盤の整備、地域交通の確保、生活環境の改善、地域おこし協力隊などを活用した人材の確保・育成に取り組み、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、少子高齢化と人口減少の歯止めがかからず、これに伴う産業の担い手不足、地域コミュニティの維持、空き家や遊休地の増加などが課題となっています。特に、わが町の基幹産業である農業・漁業などの第1次産業では高齢化が進み、担い手不足が顕著となっており、地域の労働力確保も難しさを増しています。

また、高齢化に伴う要支援・要介護者や単身高齢世帯が増加しており、医療・福祉・介護の連携体制の強化、地域で支え合う仕組みづくりが重要となっています。加えて、地域の文化・スポーツ活動や住民主体の交流機会を充実させ、地域内外の人のつながりを深める取り組みも必要です。

これらの課題を踏まえ、ハード整備中心の施策から、人材の確保・育成や地域資源の活用を軸とした「地域経営型」の施策展開へと転換を図ります。

特に、若者や子育て世帯の定住促進、関係人口・移住者の受け入れ拡大、地域産業の再生と新たな働く場の創出を通じて、町の持続的な発展を目指します。

あわせて、デジタル技術の活用による地域課題の解決、地域交通や生活支援の仕組みづくり、公共施設の効率的な維持管理など、限られた資源を有効活用する施策を進めます。これらを通じて、「住み続けたい」「訪れたい」と感じられる地域社会の実現に向け、官民協働による地域づくりを推進していきます。

3) 社会経済的発展の方向の概要

① 産業構造の変化

国勢調査によると、本町の第1次から第3次産業までを合わせた就業者数は、平成7年の9,459人をピークに減少に転じ、令和2年にはピーク時の約58%の5,531人にまで大きく減少しています。

産業別にみると、平成2年、第1次産業は20.1%（1,826人）を占めていましたが、以後徐々に減少し、令和2年には第1次産業が占める割合は12.2%（673人）にまで

減少しており、その一方で、第3次産業の全体に占める割合は55.5%（3,072人）と大きくなっています。

② 地域の経済的な立地特性

本町は、広域圏としては仙台都市圏域に位置付けられ、町内には、鉄道・高速道路・国道が揃い、これにより、地方中枢都市である仙台市方面からのアクセスは非常に良く、交通利便性の高い地域となっています。

また、本町は宮城県の東南端に位置しており、仙台都市圏域のみならず、県南地域等との広域連携も念頭に置きながら、交流人口の拡大を図るなど、町の活性化に生かしていく必要があります。

（2）人口及び産業の推移と動向

1）人口

① 人口の推移

国勢調査によると、令和2年の本町人口は12,046人、世帯数は4,541世帯、一世帯当たり人員は2.7人です。

人口の推移をみると、平成7年の18,815人をピークに減少が続き、平成27年には12,315人、令和2年には12,046人となっており、依然として人口減少が続いています。

年齢別にみると、人口のピークを迎えた平成7年では、0～14歳人口（年少人口）が2,865人、15～64歳人口（生産年齢人口）が12,135人、65歳以上人口（老年人口）は3,815人であったのに対し、令和2年においては、それぞれ1,074人（▲1,791人）、6,013人（▲6,122人）、4,959人（1,144人）となっており、生産年齢人口である15～64歳人口が半減しています。

また、構成比では、昭和55年、11.7%（2,069人）であった老年人口の割合は、令和2年には41.2%（4,959人）と、およそ3.5倍に大幅に上昇しており、年少人口及び生産年齢人口の割合が減少の一途をたどっています。

このように、人口減少と少子高齢化の進行が顕著となっており、今後の地域社会の維持に向け、その担い手となる若年層や子育て世代の定住促進及び定着を図ることが喫緊の課題となっています。

② 今後の見通し

今後も、少子高齢化や若者の流出による人口の減少傾向は続く予測されており、令和27年（2045年）には、第6次総合計画における町の独自推計で8,518人、国立社会保障・人口問題研究所による令和5年（2023年）推計においては8,138人にまで、本町人口は減少すると予測されています。

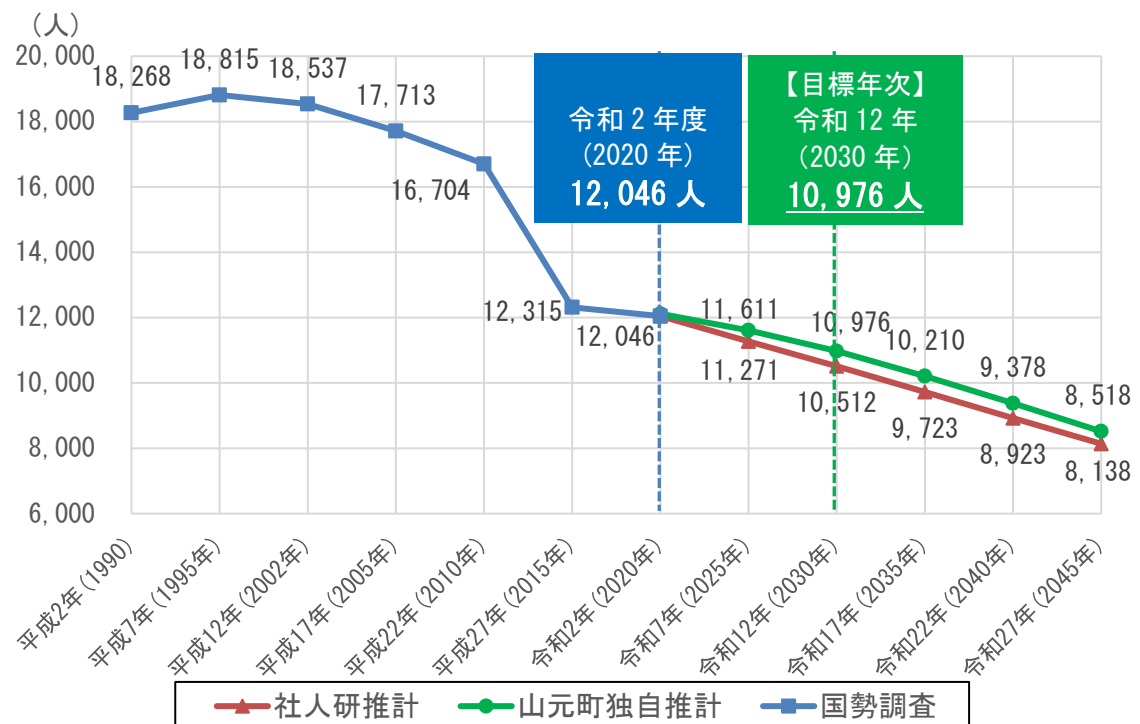
このことを踏まえ、今後、子育て世帯や若年層の移住定住の促進、町内若者の地元

定着の推進、合計特殊出生率上昇等の各種人口減少対策に取り組むことにより、本計画終期となる令和12年（2030年）将来目標人口を10,976人とします。

表1-1（1）人口の推移（国勢調査）

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数（a）	人 17,630	人 18,268	% 0.2	人 17,713	% ▲4.4	人 12,315	% ▲26.3	人 12,046	% ▲2.2
0歳～14歳	4,025	3,402	▲14.1	1,972	▲18.6	1,141	▲32.5	1,074	▲5.9
15歳～64歳	11,536	11,822	0.5	10,823	▲7.3	6,655	▲31.6	6,013	▲9.6
うち15歳～29歳（b）	3,627	3,236	1.2	2,747	▲16.9	1,376	▲35.8	1,224	▲11.0
65歳以上（c）	2,069	3,044	21.2	4,918	10.8	4,519	▲14.5	4,959	9.7
若年者比率（b） / （a）	20.6%	17.7%	—	15.5%	—	11.2%	—	10.2%	—
高齢者比率（c） / （a）	11.7%	16.7%	—	27.8%	—	36.7%	—	41.2%	—

表1-1（2）人口の見通し（出典：第6次山元町総合計画）



2) 産業

① 産業構造、各種産業別の現況

本町の令和2年国勢調査の産業別就業人口は、第1次産業が12.5%、第2次産業が30.7%、第3次産業が56.8%となっています。平成27年と比較すると、第1次産業で3.2ポイント増加、第2次産業では4.7ポイント減少、第3次産業は1.5ポイント増加しており、産業全体の傾向としては、第3次産業の比率が徐々に増加している状況です。

また、年齢階級別の産業人口をみると、基幹産業である農業は男女ともに60歳以上の比率が6割を超えるほか、男性の就業者数が多い建設業においても、50歳以上の比率が5割を超えるなど、高齢化が進んでいます。一方、就業者数が最も多い製造業においては、男女ともに50歳未満の就業者が約6割を占めているほか、女性の就業者数が多い医療、福祉についても、50歳未満の就業者が5割超を占めています。

② 今後の動向

年齢階級別産業人口において、就業者数が最も多い製造業では50歳未満の就業者が6割を占めているほか、エッセンシャルワーカーである医療、福祉についても、50歳未満の就業者が5割超を占めています。その一方で、農業、林業では60歳以上の比率6割を超え、今後その継続が困難になることが見込まれます。

なお、農林水産省が実施した「令和5年新規就農者調査」によると、令和5年(2023年)の新規就農者は全国で43,460人となっており、49歳以下については15,890人と、平成27年(2015年)以降減少しています。他方、土地や資金を独自に調達して農業経営を開始した経営責任者及び共同経営者である「新規参入者」については3,830人(うち49歳以下は2,590人)と、平成27年(2015年)と比較し増加傾向にあり、若い世代の「田園回帰」へのニーズが高まっていると推測されます。

本町には、農水産物をはじめとする多様な地域資源があり、農山漁村を志向する方々を受け入れる土壌が備わっています。都市部で生活する若者や子育て世代が安心して移住できるまちづくりに向け、移住相談の実施、補助事業の充実・強化を検討する必要があります。

表 1－1（2）産業別人口の動向

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 8,843	人 9,086	% 2.7	人 8,269	% ▲9.0	人 5,580	% ▲32.5	人 5,404	% ▲3.2
第 1 次産業 就業人口比率	27.1%	20.1%	—	14.5%	—	9.3%	—	12.5%	—
第 2 次産業 就業人口比率	30.7%	34.8%	—	32.2%	—	35.4%	—	30.7%	—
第 3 次産業 就業人口比率	42.2%	45.1%	—	53.3%	—	55.3%	—	56.8%	—

（３）行財政の状況

１）行財政の現況と動向

本町では、東日本大震災以降、復旧・復興関連事業を最優先に取り組み、限られた人員と財源のもと、着実にまちづくりを進めてきました。その結果、令和元年度の町税収入は大震災前に近い水準まで回復しており、一定の財政健全化が図られています。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行により、今後の税収減少や社会保障関係経費の増大が見込まれ、財政構造の硬直化が懸念されます。また、復興事業により整備された復興公営住宅や公共施設等の維持管理経費が増加しており、財政運営の一層の効率化が求められています。

今後は、国・県の財政動向を踏まえつつ、第 6 次山元町総合計画を基礎とした中長期的な財政見通しを策定し、持続可能な行財政運営体制の確立を図ることが重要です。併せて、公共施設等総合管理計画に基づく施設の長寿命化や集約化を計画的に進め、限られた財源を有効に活用することで、将来にわたって安定した行政サービスの提供を維持していく必要があります。

表 1－2（１）町の財政状況

（単位：百万円）

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	6,114	42,721	16,483
一般財源	5,042	23,639	4,647
国庫支出金	388	5,794	3,217
県支出金	341	2,186	702
地方債	20	495	1,099
うち過疎対策事業債	0	0	754
その他	324	10,607	6,818
歳出総額 B	5,486	31,964	14,652
義務的経費	2,468	2,535	2,839
投資的経費	637	15,126	4,378
うち普通建設事業	635	13,497	3,879
その他	2,380	14,303	7,435
過疎対策事業費	0	0	1,179
歳入歳出差引額 C（A－B）	629	10,757	1,831
翌年度へ繰越すべき財源 D	49	9,295	999
実質収支 C－D	580	1,462	832
財政力指数	0.38	0.35	0.4
公債費負担比率（％）	11.4	6.1	2.1
実質公債費比率（％）	14.6	13.6	7.8
起債制限比率（％）	8.8	4.4	2.2
経常収支比率（％）	90.9	86.7	94.2
将来負担比率（％）	65.8	▲118.3	▲127.8
地方債現在高	5,736	6,047	7,837

2) 施設整備水準等の現況と動向

公共施設については、人口減少・少子高齢化が進展する中、大震災後に整備した施設や既存施設を含めた、公共施設全体の維持管理マネジメントが課題となっていることから、公共施設等総合管理計画に基づき計画的な整備・維持管理に努めていくこととしています。

表 1－2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
町 道					
改良率 (%)	—	—	47.5	55.4	63.7
舗装率 (%)	—	—	71.5	77.1	82.0
農 道					
延 長 (m)	137,251	137,251	137,251	137,251	137,251
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林 道					
延 長 (m)	2,236	2,236	2,236	2,236	2,236
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—
上水道普及率 (%)	90.53	94.41	96.89	97.54	99.03
水洗化率 (%)	—	—	80.01	90.09	98.85
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	29.63	29.34	29.62	27.60	30.13

(4) 地域の持続的発展の基本方針

1) 持続的発展の基本方針

当町における、過疎の状況及びこれまでの過疎対策の成果と現在の課題等を踏まえ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上に資するため、「第6次山元町総合計画」における「まちづくりの基本方針」に基づき地域の持続的発展の基本方針を下記のとおり設定します。

① 健やかなくらしをともに支えるまちづくりに取り組みます

(子育て環境、保健・医療、障がい福祉、高齢者福祉)

国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の将来人口は令和 12 年 (2030 年) には 1 万人を割り込み、人口の約半数が 65 歳以上の高齢者になることが予測されています。また、町民意向調査による、「重要度」「満足度」のいずれも、「子どもの健全

育成」「保育・医療」「障がい福祉」「高齢者福祉」は、重要度の高い施策とされています。

町では「子育てするなら山元町」の実現を目指して、若者や子育て世代をはじめ、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施し、町内で安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ります。

また、健康寿命を延ばすことは、元気に生活していくための要であり、まちづくりへの参画に対する機運の醸成にもつながります。独立行政法人国立病院機構宮城病院（以下「宮城病院」という）を核として、診療所・病院、民間介護施設等の地域連携の強化を図り、病気になりにくい体づくり、疾病予防を推進します。

さらに、障がいのある方が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域や企業、学校と連携し、障がい福祉の充実を図るほか、高齢者及びその家族を地域で支えるべく、各種介護サービス、介護施設との連携を図り地域ボランティア等の登用を進めます。また、本町において、子どもから高齢者まで生涯を通じて、誰もが元気で健康的に暮らせるまちを目指します。

② 地域の資源を生かした産業の振興と活力あふれるまちづくりに取り組みます **（農林水産業、商工業、観光・交流、移住・定住）**

大震災からの復興を機に、新しい農業経営体が育ち、沿岸部の農地の大区画化により農業の効率化が進んでいることから、戦略作物の生産や転作作物作付けの定着化、新たな特産品の発掘などを進めながら経営の効率化を図ります。また、本町には、県内有数の収穫量を誇る「いちご」や「りんご」に加え、イチジクやブドウなどといった高付加価値を得られる各種農作物の生産が進められていることから、今後も生産性を高めながら、6次産業化による高付加価値化やさらなるブランド力の向上を図ります。加えて、担い手の育成や山間部の耕作放棄地対策など、今後の農業振興のあり方を検討し、有効な土地利用を進めます。

また、水産業では特産品の「ホッキ貝」の安定的な漁獲量の確保を支援するとともに、担い手の確保や育成に取り組み、水産業の再興を図ります。

商工業は、町民意向調査において、「雇用の場」「工場誘致」等が重点的に取り組むべき事項として挙げられており、引き続き町内への企業誘致を推進するため、用地の確保・整備等を実施するとともに、その一方で、企業から町内人材の確保・雇用に苦慮している旨の声があることを踏まえ、町内企業等と連携し、町民の方々に町内企業を就職先として選択していただける環境の整備など労働力確保に取り組みます。また、地域に根差した産業としての振興を目指し、技術力の高度化や、人材育成を図ります。

観光においては、豊かな自然環境がもたらす里山や海、農水産物等の地場産品をはじめ、大震災を契機に新たに発見された「線刻壁画」や「大條家ゆかりの茶室」等をはじめとする名所旧跡、多くの方で賑わう観光農園などの観光施設、四季折々の催事やイベントなど、誇れる地域資源が数多く存在しています。これらの資源を観光交流拠点として十分に生かしながら、農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」を交流

拠点施設のランドマークとし、周遊できるようネットワークを構築し、交流人口の拡大を図ります。そして、イベントや各種施設等の地域資源との連携により「いちごのふるさと山元町」をPRし、来訪するすべての方々に有意義な時間を過ごしていただける環境の充実を図ります。

また、産業の振興とともに、雇用と暮らしを一体的に充実させることにより、賑わいのあるまちづくりを進めます。本町の交通利便性のポテンシャルの高さを生かしながら、駅前を中心とした住環境の充実と合わせ、空き地・空き家の活用を図るほか新たな居住候補地周辺のインフラ整備等により、移住・定住者の受け入れを促進するとともに、移住・定住希望者への情報提供や生活サポートなどの充実を図り、『“来て・見て・食べて・住んでよし” 交流関係から定住へ、住むならやっぱり山元町』と誰からも親しみのあるまちづくりを進めます。

③ のびのびと学び、夢と志を育むまちづくりに取り組みます

（学校教育、生涯学習、文化財、スポーツ・レクリエーション）

少子化の影響により、子どもたちの学びを取り巻く環境は厳しくなっています。若者を対象とした調査でも、10年後の町のあり方として「子育て・教育環境が充実したまち」の選択が多く、町民意向調査の割合と比較すると、関心が高いことが傾向として挙げられます。今後、児童・生徒の減少に伴う学校再編の検討に合わせ、幼児教育との連携を図りながら、子どもたちの学力向上や適切な心身の発育につながるようなより良い教育・学習環境の整備を推進します。

また、中学生アンケートでは、「山元町が好き」と回答した割合は7割を超えています。しかし、「山元町で自慢できるもの」に対して「ある」と回答した割合は半数以下となっており、本町の未来を担う地域の宝である子どもたちの一人ひとりに、郷土への誇り「郷土愛」が育くまれていく取り組みを、地域・家庭と一体となって進めます。

さらに、誰もが生涯にわたり活躍できるよう、生きがいをもって学ぶことのできる環境づくりを進めるほか、本町の多様な資源を生かし、歴史・伝統文化・芸術に触れ合う機会を創出するとともに、スポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを進めます。

④ 快適な生活を支える、コンパクトで安全・安心なまちづくりに取り組みます

（防災・減災、防犯、交通安全、都市整備、公共交通、上下水道）

再び発生する可能性のある地震災害、水害、土砂災害などの自然災害から町民の生命、財産を守るために、「自助・共助」の理念のもと、訓練や防災教育により意識を高めるとともに、地域の自主防災組織の機能強化など、地域と行政が連携した体制の構築を目指します。

また、防潮堤や防潮林、高盛土道路による多重防御対策を継続して実施するとともに、避難路などを整備することにより、防災・減災対策の充実を図ります。

日常の防犯活動については、地域ぐるみの防犯に努め、安全・安心な地域社会づくりを目指します。

大震災後に整備された新市街地を中心にコンパクトシティ化を推進し、さらなる町民の生活利便性の向上と災害からの被災リスクを軽減するまちづくりを目指します。

公共道路は、高規格道路や鉄道駅などの主要交通網との連携を図りながら、ネットワークの充実を図ります。また、ＪＲ常磐線や町民バス等を地域の身近な交通手段とするべく、交通弱者対策などに対応しながら、公共交通の利便性の向上を図ります。

生活を支える上下水道・浄化槽については、汚水処理計画に基づき効率的な整備を進めます。これらの基盤整備を総合的に進めることで、誰もが笑顔で快適に生活できる環境づくりを目指します。

⑤ 質の高い持続可能なまちづくりに取り組みます

（環境保全、廃棄物・循環型社会、地域コミュニティ・協働、行財政運営）

本町の東側には太平洋、西側には阿武隈高地から連なる丘陵地が広がり、全域の約６割が森林や農地、河川などの緑に覆われ、豊かな自然環境に恵まれています。森林面積は年々減少しております。

中学生のアンケートでも、「自然の豊かさ」についての満足度は高い反面、町民意向調査では、「自然環境の保全」についての満足度が低いという傾向が出ています。森林や河川、海などの本町の宝である豊かで美しい自然環境を、次の世代へと受け継いでいくための取り組みを進めます。

廃棄物については、不法投棄の防止など意識啓発を図りながら、３Ｒによる適正処理など循環型社会の形成を目指します。

山元町町民憲章には、「みんなの力でゆたかな町をつくります」という理念が位置付けられており、町民協働によるまちづくりが謳われています。町民一人ひとりのまちづくりに対する意識を高めながら、町民が主体となって活躍できる地域自治の実現に向けた取り組みを支援します。

町民一人ひとりの人権が尊重され互いに認め合えるまちづくりを推進するとともに、町内に住み、働く外国人も含め誰もが安全に安心して暮らし、誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

また、厳しい行財政運営の中、多様化する住民ニーズに対応するために、広域的な連携、人工知能（ＡＩ）やＩｏＴの導入等による行政運営の効率化、民間活力の活用などを図りながら、行政サービスの質と町民の満足度のバランスを図りながら効率的な行政運営を目指します。

大切な自然環境を保全しながら、身近なごみのリサイクルなどにより日常の生活環境の向上も図り、コミュニティの再構築などを進め、町民一人ひとりの負担をできる限り抑制できるようなまちづくりを進め、超高齢化を伴う人口減少社会に適応できる低コストで持続可能なまちづくりに取り組みます。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

各基本方針等に基づき、本計画期間内に達成すべき計画全般に関わる目標を下記のとおり設定する。

方針	① 健やかな暮らしをともに支えるまちづくりに取り組みます (子育て環境、保健・医療、障がい福祉、高齢者福祉)			
目標 指標	内容	現状値 (令和 7 年度)	中間値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 12 年度)
	合計特殊出生率	0.88	1.22	1.22
方針	② 地域の資源を生かした産業の振興と活力あふれるまちづくりに取り組み (農林水産業、商工業、観光・交流、移住・定住)			
目標 指標	内容	現状値 (令和 7 年度)	中間値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 12 年度)
	新規転入者数	1,128 人	1,230 人	1,230 人
方針	③ のびのびと学び、夢と志を育むまちづくりに取り組みます (学校教育、生涯学習、文化財、スポーツ・レクリエーション)			
目標 指標	内容	現状値 (令和 7 年度)	中間値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 12 年度)
	町民 1 人当たり社会教育・社会体育施設利用回数	11.3 回	17.5 回	17.5 回
方針	④ 快適な生活を支える、コンパクトで安全・安心なまちづくりに取り組みます (防災・減災、防犯、交通安全、都市整備、公共交通、上下水道)			
目標 指標	内容	現状値 (令和 7 年度)	中間値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 12 年度)
	デマンド型乗合タクシーの人口当たり利用者数	0.6 人	0.7 人	0.7 人
	定時定路線バスの人口当たり利用者数	1.6 人	1.7 人	1.7 人
方針	⑤ 質の高い持続可能なまちづくりに取り組みます (環境保全、廃棄物・循環型社会、地域コミュニティ・協働、行財政運営)			
目標 指標	内容	現状値 (令和 7 年度)	中間値 (令和 10 年度)	目標値 (令和 12 年度)
	町税収納率	96.7%	98.0%	98.0%

（６）計画達成状況の評価に関する事項

上記（５）に掲げた基本目標の達成状況については、本計画の中間年にあたる令和 10 年度に、第 6 次山元町総合計画の効果検証と併せて実施するものとする。

（７）計画期間

本計画期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の整備や管理・運営については、公共施設等総合管理計画との整合を図り、本町における公共施設の現状や課題に関する基本認識を踏まえて、以下の３つの視点から地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等を検討していきます。

視点１：既存施設の有効活用

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえて、建築年度が古く今後も継続していく必要がある施設については、計画的な建替え、修繕・改善による品質の保持や機能改善に努めるとともに、施設によっては他の用途との複合化を図るなど、既存施設の有効活用を推進します。

視点２：供給量の適正化の推進

将来の人口動向や財政状況を踏まえて、公共施設の総量（延床面積）の削減を図り、公共施設のコンパクト化（統合、廃止、取り壊し等）及び維持継続する施設の長寿命化を推進し、供給量の適正化を推進します。

視点３：効率的な管理・運営の推進

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立を進めるとともに、管理・運営の民間活力の導入の検討（民間に管理・運営を任せられる施設の民間への移管等）などにより、効率的な管理・運営を推進します。

２ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

（１）現況と問題点

１）移住・定住の推進

大震災後の急激な人口減少及び少子高齢化の影響により、人口の減少傾向が継続しています。こうした状況を踏まえ、人口減少の抑制、移住・定住の促進並びに地域の活性化を図るため、新たに住宅を取得する新婚世帯や子育て世帯、新規転入者等を対象とした定住促進事業を実施しており、近年では、転入者数が転出者数を上回る「社会増」が概ね継続しており、一定の成果が見られます。一方で、死亡者数が出生者数を上回る「自然減」は続いており、本町の最重要課題である少子高齢化、年齢構成のアンバランス化の解消に向けた、さらなる取り組みが求められています。

また、町民一人ひとりが安心して快適に暮らし続けられるよう、良好な居住環境の形成も重要な課題であり、近年、空き地・空き家の増加が深刻化していることから、その対策が急務となっています。空き宅地や未利用地、空き家等の有効活用を図るため、ホームページ等を活用し、常に最新の「空き地・空き家情報」の提供に

努めていますが、登録物件数が少ない状況にあり、対象物件の掘り起こしや登録促進に向けた対策の強化が必要となっています。

2) 地域間交流の促進

地域間交流は、過疎地域と都市部などの他地域との間で人の往来や関係性を築き、地域の活性化や持続的な発展を図る取り組みです。国の過疎地域振興施策においても、関係人口の創出や地域の担い手育成に資する重要な施策として位置づけられています。

本町においても、震災復興を契機に地域資源の再評価が進み、町内外との交流を通じた地域活性化の機運が高まっています。特に、観光農園などの農業資源を活かした体験型交流や、震災遺構中浜小学校や歴史文化をテーマとした学習を通じた交流などが展開されており、一定の成果を上げています。

しかしながら、地域間交流の担い手となる人材が不足していることや、交流の受け入れ体制に地域間で格差があること、町民の主体的な参画を促進する仕組みが十分でないことなど、持続的な交流の展開に向けた課題が依然として存在しています。また、交流を通じた定住促進や地域活動への参加につながる制度や支援が整備されておらず、交流人口の定着や関係人口の拡大にも課題があります。

3) 地域社会の担い手となる人材育成の促進

人口減少と高齢化の進行により、地域社会を支える人材の確保が大きな課題となっています。特に、自治会や福祉、防災、文化活動など、地域コミュニティの維持に必要な活動を担う人材が高齢化しており、若年層の参加が限定的であることから、地域のつながりや支え合いの仕組みが弱まりつつあります。

また、町の基幹産業である農業においても、従事者の高齢化と後継者不足が深刻化しています。大震災後に整備された農業施設や販路は一定の成果を上げていますが、若手農業者の定着や新規就農者の育成が十分に進んでおらず、特産品である「いちご」や「りんご」の生産を安定的に維持するための人材確保が急務となっています。

(2) その対策

1) 移住・定住の推進

これまでの定住促進事業に加え、多様なニーズに対応するため、教育・保育・福祉などの生活環境にも配慮した環境整備を進めます。また、外部人材の活用や関係部署との連携を図りながら、移住・定住に関する相談窓口の充実を図り、定住人口の確保に向けた取り組みを促進します。

さらに、空き地や空き家の情報を積極的に収集・発信するとともに、中古住宅の

購入や住宅リフォームへの補助、空き家に残る家財道具等の処分支援を行い、資源の有効活用と循環を図ります。併せて、空き家所有者に対しては、適切な維持管理を促す働きかけを行っていきます。

また、買い物や通院などの生活関連サービスの充実、利便性の高い地域公共交通体系の整備などにより、便利で快適な暮らしができる魅力ある居住環境を創出します。さらに、町内企業等の求人情報の提供や新規起業支援などを行い、就業機会の確保や、新たな働き方の進展に合わせ企業の新しい就業拠点の進出について働きかけを行います。

2) 地域間交流の促進

地域間交流の促進に向けては、地域外からの人材を受け入れる地域おこし協力隊制度を活用し、地域資源の発掘や交流イベントの企画・運営を担う人材の確保と育成を進めていきます。これにより、町民との協働による交流の場づくりを推進し、地域の魅力を町外に発信していきます。

また、町の特色を活かした体験型交流プログラムを継続的に実施していきます。これにより、町外の人々が地域と継続的な関係を築くきっかけを創出し、関係人口の拡大を図っていきます。

さらに、文化・スポーツ・防災活動など、町民が主体的に企画・運営する地域活動への支援を強化していきます。特に若年層や子育て世代の参加を促すため、広報の充実や助成制度の整備を進め、地域活動への参画を促進していきます。

加えて、近隣市町村との連携や仙台都市圏との交通アクセスの利便性を活かし、広域的な交流施策を展開していきます。定住自立圏構想との連携も視野に入れ、広域計画圏域との協働による交流促進を図り、地域間交流を通じた持続可能な地域づくりを推進していきます。

3) 地域社会の担い手となる人材育成の促進

地域コミュニティの担い手を育成するために、地域課題に主体的に関わる町民を増やすことを目的として、地域支援ネットワークの構築やボランティア活動の促進を実施していきます。地域おこし協力隊や生活支援コーディネーターの活用を通じて、地域活動の中核を担う人材を確保し、町民同士の支え合いの仕組みを再構築していきます。また、若年層や子育て世代が地域活動に参加しやすい環境を整えるため、情報発信の工夫や活動支援制度の充実を図っていきます。

産業の担い手を育成するために、農業体験や就農支援制度を通じて、若者や移住希望者が農業に関心を持ち、参入しやすい仕組みを整備していきます。いちご団地などの施設を活用した高付加価値農業の普及や、6次産業化による収益性の向上を図ることで、農業を魅力ある職業として定着させていきます。さらに、研修制度や住居支援、地域とのマッチング支援などを充実させ、地域内外からの人材が安心して

て農業に取り組める環境を整えていきます。

これらの取り組みにより、地域社会と産業の両面において持続可能な担い手の育成を進め、山元町の地域力の維持と発展を図っていきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 移住・定住 ・地域間交流 の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 移住・定住	移住・定住支援事業	町	
		空き家バンク事業	町	
		空き家家財道具等処分支援補助金	町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

1) 農業

沿岸部においては、効率的で生産性の高い農業を目指し、大震災の津波で被災した農地や宅地跡等の非農地を集約・大区画化する農地整備事業が行われ、全域で営農が再開されています。あわせて、農地整備事業により、排水施設の機能強化を推進してきました。

また、大震災以降、被災沿岸部の約8割の農家が離農する状況下、いちごをはじめとする施設園芸作物や露地野菜、果樹、芝生、水稻などを生産する24社もの新たな町内農業法人が次々と立ち上がり、被災農地の新たな担い手としての役割を担っているほか、雇用の創出、交流人口の拡大にも資するなど、農業復興はもとより、地域活性化の原動力となっています。

一方で、高齢化や後継者不足により、第1次産業に従事する人口は大幅な減少が続いており、スマート農業をはじめとした新たな技術による効率的な生産システムの導入や、本町の魅力を最大限に生かした産業の構築が求められます。農業の持続的な発展を図るため、今後とも引き続き、生産者・従事者の所得向上や経営の安定、担い手確保等を図っていく必要があります。

また、過疎化・高齢化や離農等の進行により、地域内における農業施設の維持活動が農家や地域住民の負担となっており、今後はさらなる負担増が見込まれます。このため、農業施設の維持活動を支援する取り組みや、活動組織を広域化し、町内全域で支援できる体制づくりが求められます。

さらに、山間部を中心にイノシシなどの有害鳥獣による農作物被害が通年で発生していることから、より効果的な被害防止・軽減対策を講じていくことが必要です。

2) 林業

当町は、町面積の約3割にあたる森林を有しています。その大部分について適切な経営管理が行われていないため、森林の循環利用が図られていない状況となっています。森林管理制度に基づき、森林環境譲与税を活用し、森林の循環利用を図るとともに、林業生産活動を通じた森林資源の質的充実、水源涵養、山地災害防止等の公益機能を発揮させるため、森林の保全・育成の推進と意欲ある担い手の確保が課題となっています。

3) 水産業

大震災以前、特産品のホッキ貝については、資源管理型漁業の取り組みにより県内有数の品質と水揚げを誇りました。また、新規製品の開発や後継者の確保にも努めるなど、販路拡大に向けた取り組みを進めてきました。しかし、大震災により本町唯一の漁港である磯浜漁港は、漁港施設のほか、船舶や漁具等も流失するなど壊滅的な被害を受けました。特に、津波により海中に飛散した消波ブロック等を含む海中ガレキにより、ホッキ貝の漁獲そのものが不可能となるなど、漁場自体へのダメージは深刻なものとなりました。

こうした中、大震災からの復旧・復興が進み、平成27年5月末に約3,000個の消波ブロックの撤去と復旧整備が完了し、「水産物荷捌所」等の水産業共同利用施設も平成26年3月に完成したほか、平成27年度に共同利用漁船15艘の登録を完了しました。また、防波堤や物揚場等の漁港施設は平成27年11月に復旧整備が完了し、現在はホッキ漁が本格再開しており、水揚げ量が徐々に回復しています。今後は、ホッキ貝をはじめとする大切な水産資源を安定的かつ持続的に利用できるように、漁場環境の適切な保全に努める必要があります。

また、将来にわたり漁業を持続していくためには、担い手となる後継者や新規就業者の育成・確保や気候変動に伴う魚種の転換が課題となっています。

4) 商工業

商工業は、町民の就労の場や所得の確保等、日々の暮らしを支える生活基盤であり、まちの活力を創出し、賑わいをもたらす原動力となることから、その安定し

た発展が求められています。

大震災後、新市街地に新たな商業施設を誘致したことで、日用品や食料品などの最寄品の町内購買率が大幅に上昇しました。しかし、町民の日常的な買い物場所に対するニーズは依然として高いことから、引き続き町内の購買需要に応えうる個々の商店のサービスの向上等を促進していくことが必要です。

その一方で、商工業者をはじめとする中小企業者等を取り巻く経営環境は厳しさを増していることから、引き続き中小企業振興資金融資制度等を継続し、中小企業者等の負担軽減を図る必要があります。

また、企業誘致については、優遇制度の見直し検討や各種支援を通じたワンストップ体制の構築、企業立地セミナー、用地確保等、企業誘致に向けた取り組みの結果、大震災後、商業施設を含め 19 社の誘致や事業拡大が実現するとともに、令和 6 年 5 月時点で合計 219 名の雇用を創出（39 名町内雇用）しています。

今後も、雇用の確保や地域経済の活性化、既存の町有地をはじめとする沿岸地区非農用地等の有効活用を図るため、企業誘致に継続して取り組む必要があるほか、企業誘致を円滑に進めるためにも、企業に必要とされる人材を育成することが重要です。

5) 観光

本町を訪れている観光客数は、大震災前は年間 4 万人余りで推移してきましたが、大震災後、「ふれあい産業祭」をはじめとする各種イベントの開催や農業法人等によるいちご狩り等観光農園への取り組み、さらには待望の農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」のオープンにより、大勢の利用客で賑わいを見せており、令和 6 年度には交流人口が概ね 100 万人に達しており、順調な伸びを見せています。町には、優れた自然景観や全国に誇れる農水産物等、質の高い地域資源や歴史的資源が豊富にあるほか、首都圏と直結する常磐自動車道や J R 常磐線など充実した交通インフラや、山元ブランドとして全国に通用する潜在能力を秘めていることから、引き続き観光関係者や自治体との連携はもちろんのこと、農林水産業、商工業関係者等の垣根を越えて幅広く連携し、これらの観光資源を磨き上げ、町の知名度・魅力の向上につなげていくとともに、農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」を観光・交流の拠点に、各種観光・交流イベントや施設、歴史文化資源などと有機的な連携による相乗効果により、さらなる交流人口の拡大を図る必要があります。

6) 産業間の連携

本町においては、地域の人、モノ、情報を生かした地域産業の育成や各産業間の連携を図り、町の知名度の向上や町への誇りの醸成を図ることも、今後非常に重要な課題となっています。

このことを踏まえ、本町では、町内外にその魅力を発信し、町の知名度の向上や

イメージアップを目的に、山元町の優れた地域資源をブランド認証する山元ブランド認証制度への取り組みを進めており、現在までに、認証品は農産加工品や食文化など 64 品目に達しています。

今後も、新たな特産品の創出や認証品の P R、販路拡大を図り、町内外にその魅力を発信し、町の知名度や魅力向上につなげていくためには、第 1 次産業だけではなく、第 2 次、第 3 次産業全体の連携を強めていくことが求められます。

7) 雇用対策の充実・起業等の支援

町民の就労の場や所得を確保するため、企業誘致活動や創業支援を積極的に推進します。また、誘致企業などが可能な限り地元採用を意図しているものの、求人数が求職数を上回るミスマッチが生じていることから、町民の町内就業促進を図るなど、その改善を図る対策が求められているほか、企業誘致を円滑に進めるため、企業に必要とされる人材を育成することも重要となっています。

(2) その対策

1) 農業の振興

持続的な営農体制を構築するため、意欲ある認定農業者や新規就農者に対し、農地中間管理機構を活用した農地の積極的な集積・集約化を促進し、担い手経営体や集落における営農組織の育成に努めるほか、法人化や企業との連携に向けて支援します。農業の生産性向上を図るため、地域の実状に応じ、用排水の整備や農業用施設の維持・長寿命化への事業支援を進めます。

また、ほ場の大区画化・集積の利点を生かした効率的な土地利用型農業の推進を図るため、機械導入等の支援を行います。

関係機関や団体との連携や施設整備の促進により、労働環境及び労働条件の改善、並びに後継者・新規就業者の育成・確保を図ります。

農地の持つ多面的機能が十分発揮されるよう、耕作放棄地の発生防止及び再生利用に努めるとともに、農地の適切な保全管理と良好な農村環境の維持を図ります。

農業振興地域内に、用排水不良等営農条件により、担い手への集約・集積も難しく不耕作となっている農地が多数存在することを踏まえ、関係機関と連携・調整しながら、土地の有効活用が図られるよう取り組みます。

鳥獣被害対策では、鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動を展開するとともに、農業者自らが設置する電気柵や防御塀などの費用を補助し、被害防止・軽減対策に取り組めます。

2) 林業の振興

森林所有者の合意形成を図りながら、意欲と能力のある林業経営者への集積・集

約化する取り組みを進め、林業の成長産業化と森林の適切な管理を行うことができる体制の確立に努めます。

また、森林の持つ多面的機能が十分発揮されるように、健全な森林整備の必要性を周知する取り組みを通じ町民及び関係者に意識の高揚を図りながら、森林の保全・育成の推進を図ります。

森林の適正管理・循環利用を促進するため、森林間伐材の有効利用が図られる枠組みの構築に取り組みます。

3) 水産業の振興

漁場環境の保全を図るとともに、資源管理型漁業を推進し、長期的な視点での漁業振興を図ります。

また、関係機関や団体との連携や施設整備の促進により、労働環境及び労働条件の改善、並びに後継者・新規就業者の育成・確保を図ります。

4) 商工業の振興

本町では、町民の日常的な買い物場所に対するニーズは依然として高いことを踏まえ、商工会や県等関係機関と連携した支援体制により、地域に密着した魅力ある商店づくりを推進し、商業活動の活性化を目指すほか、新市街地を中心とした買い物利便性のさらなる向上と、町全体へと利便性が波及する取り組みの推進、既存資源の有効活用による起業者の負担軽減を図るなどの起業支援を通じた賑わいの創出に努めます。

また、商工会等との連携により、厳しさを増す町内中小企業者等の経営環境に対応した各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進していくとともに、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実等を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大等を促進します。

企業誘致に関しては、雇用の拡大や地域経済の活性化に向け、関係機関と連携を図りながら、発展可能性を見据えた用地の確保・整備への取り組みを進めるとともに、首都圏と直結した常磐自動車道やＪＲ常磐線をはじめとする充実した交通インフラの優位性を生かした企業誘致活動を展開します。

また、町内企業との連携強化を図るため、企業への定期的な訪問や相談を実施しながら、きめ細かな情報収集を行い、企業が抱える課題の集約と解決に努めるほか、国・県をはじめ関係機関と連携を図りながら町内の企業立地状況及び事業内容等の企業情報の発信を強化し、優良企業のＰＲに努めるとともに、雇用のマッチングを図ります。

5) 観光の振興

本町では、これまで培った地域固有の資源を生かしながら、魅力ある交流・体験観

光のまちづくりの推進という基本方針のもと、関係機関・団体、町民との協働により、グリーン・ツーリズム、サイクル・ツーリズム、景観や自然の素晴らしさを感じられる各種イベント等の開催、歴史文化を感じられる施設の掘り起こしと活用など、地域資源を生かした観光・交流機能の拡充・整備に取り組みます。

また、これら地域資源や観光資源のネットワーク化を進め、周遊ルートやモデルコースを設定し、必要に応じたルート上の施設整備や周遊手段の確保など、周遊観光体制の充実に取り組むとともに、観光推進体制の充実を図るため、観光振興の中核的役割を担う「(株)やまもと地域振興公社」等地域の観光団体を育成・強化するほか、地域協働により観光ガイド等の育成・確保、観光案内板等の整備、観光客受け入れ態勢の構築・充実を図ります。

観光は、農林水産業、商工業、物産等、産業全般にわたる裾野の広い経済活動であることから、第1次、第2次、第3次産業全体の連携強化を図り、特産品の開発及び販売促進を図るほか、農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」を観光交流拠点の核として、各種イベントや販売促進の企画、広報宣伝に取り組み、山元ブランド認証品をはじめとする、高品質かつ魅力的な町内の逸品のPRと販路拡大を図り、町の知名度と魅力向上による交流人口の拡大につなげるとともに、生産者の所得向上を目指します。

なお、本町への観光客の誘客推進に向けては、パンフレットやポスターの作成はもとより、SNSやマスコミを積極的に活用するとともに、地域おこし協力隊等によるPR活動を推進します。

6) 産業間の連携

山元ブランドの育成や6次産業化等により、地域特性を生かした産業の競争力強化を推進するため、農水産物生産者や加工業者、流通・販売業者、行政等で組織する「山元町6次産業化・地産地消推進協議会」などを通じて異業種間交流の機会充実を図り、農水産業、商工業の連携強化を推進します。

また、山元ブランド認証事業者や町内生産者等と連携した新たな商品開発や販路開拓のほか、6次産業化の取り組みに対し支援するとともに、農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」をブランド認証品や6次産業化商品の販売促進の拠点と位置付け、高品質かつ魅力的な物産の提供を通じ、町の魅力の向上と販路拡大に努めます。

7) 雇用対策の充実・起業等の支援

本町では、進学や就職で若者の町外流出が続いている中、町内の企業では人手不足の状況が続き、人材の確保が課題となっていることから、関係機関と連携し、中学生の職場体験、トライアル就業やUIJターン就職支援等により、企業と就職希望者等をつなぐ取り組みを推進し、企業が求める人材の確保に努めるとともに、金融・研究機関等との連携による起業支援のほか、新規就業者への支援や人材育成等を通じた雇

用環境の整備等により、起業・雇用の拡大を推進します。

また、高齢者の生きがいつくり、社会参加、健康増進を目的に、臨時的短期的な就労機会を確保するため、山元町シルバー人材センターの機能の充実強化を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 産業の振興	(2) 漁港施設	水産基盤整備事業 (漁港施設の長寿命化)	町	
	(9) 観光又はレ クリエーシ ョン	観光案内板整備事業	町	
	(10) 過疎地域持 続的発展特 別事業 第1次産業	頑張る新人農家支援事業	町	
		振興作物産地化奨励事業	町	
		振興作物作付定着化事業	町	
		未来のいちご生産者サポート 事業	町	
		いちご団地新規入植者支援事 業	町	
		新規就農者育成総合対策事業	町	
		多様な農業担い手育成・確保 事業	町	
		豊かなふるさと保全整備事業	町	
		多面的機能支払交付金事業	町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		森林の保全事業	町	
		緑化推進委員会緑化促進事業	町	
	(10) 過疎地域持 続的発展特 別事業 商工業・ 6次産業化	6次産業化ネットワーク活動 事業	町	
		商工会運営及び事業支援事業	町	
		中小企業振興資金利子補給事 業	町	
		中小企業振興資金預託事業	町	
		中小企業振興資金保証料補給 事業	町	
	(10) 過疎地域持 続的発展特 別事業 観光	花畑プロジェクト（ひまわり 祭り）	町	
		交流拠点ネットワーク推進事 業	町	
		農水産物直売所運営事業	町	
		観光物産魅力発信事業	町	
		観光情報発信事業	町	
		名巨地場産業振興協議会事業	町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		四方山観光開発協議会事業	町	
	(10) 過疎地域持 続的発展特 別事業 企業誘致	企業立地奨励金事業	町	
		企業誘致推進事業	町	
	(10) 過疎地域持 続的発展特 別事業 その他	鳥獣被害対策実施隊事業	町	
		イノシシ捕獲対策奨励事業	町	
		農作物等鳥獣被害対策事業	町	
		漁港施設機能保全事業	町	
		森林適正管理推進事業	町	
		山元町ブランド推進事業	町	
		シルバー人材センター運営支 援事業	町	

(4) 産業振興促進事項

1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	事業名（施設名）	計画期間	備考
山元町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)記載のとおり

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

現在は、社会や経済の変化が激しく、将来の予測が難しい「VUCA（ブーカ）」の時代といわれています。本町においても、少子高齢化の進行や地域交通の確保、災害への備え、老朽化する公共インフラの対応など、複雑で多様な課題に直面しています。

こうした状況の中で、DX（デジタル・トランスフォーメーション）は、デジタル技術を活用して行政の仕組みや地域のあり方を変革し、課題に迅速かつ柔軟に対応するとともに、新たな価値を生み出すための重要な手段として位置づけられています。

特に、スマートフォンの普及やネットワークの高度化により、社会やビジネスの在り方が急速に変化する中、町では、行政サービスの利便性向上、働きやすい行政組織の構築、地域の魅力創出などを目指し、DXの推進に取り組んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を契機として、対面によらない行政手続きや非接触型サービスへの需要が高まり、行政のデジタル化は喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、町では「行政サービス」「行政組織」「地域」の3つの分野において、段階的にDXを推進し、町民の利便性向上と行政運営の効率化の両立を目指しています。

今後は、行政内部の業務環境の整備や職員の意識改革、DXを担う人材の育成、安心・安全なデータ基盤の構築などを着実に進めることで、DX推進の第一段階となる5年間の確実に実行していくことが求められます。

（２）その対策

町では、住民ニーズや社会環境の変化に対応するため、行政・地域・組織の３つの分野においてＤＸを段階的に推進しています。

まず、地域の情報通信環境の整備に向けて、第５世代移動通信システム（５Ｇ）などの次世代ネットワークへの対応を携帯電話事業者に働きかけ、通信インフラの高度化を図ります。これにより、地域間の情報格差（デジタル・ディバイド）の是正を図るとともに、災害時の情報伝達や行政サービスの利便性向上を目指します。

行政のデジタル化においては、マイナンバーカードの普及促進をはじめ、行政手続きのオンライン化やスマートフォン対応の行政サービスの導入を進め、「住民ファーストのスマート行政」の実現を目指します。これにより、町民がいつでもどこでも行政サービスを利用できる環境を整備します。

さらに、安心して暮らせるまちづくり、生業と賑わいのある地域づくりの実現に向けて、防災、教育、福祉などの分野においてＩＣＴ（情報通信技術）の利活用を推進します。特に高齢者などＩＣＴ利用に不安を抱える層に対しては、情報講習会の開催や支援体制の構築を通じて、町全体の情報リテラシーの向上を図り、誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指します。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
４ 地域における情報化	(１) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災行政無線更新事業 (同報系防災行政無線操作卓更新事業) (移動系防災行政無線デジタル化事業)	町	
	(２) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	情報伝達システム再構築事業 (戸別受信機貸与事業等)	町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

1) 国県道

本町における交通網の骨格をなす国県道は、日常的な移動手段や経済活動に限らず、災害時の人命救助や救援物資の輸送などにも大きな影響を及ぼすことから、大震災により改めてその重要性が認識されました。

大震災後の復興事業等により、国道の交差点改良や津波対策の二線堤となるかさ上げ県道の整備、既存県道を活用した東西方向の津波避難路の整備が完了した現在、これらの広域的な交通ネットワークを長期にわたって保全管理し、災害による道路寸断リスクに備えることが求められています。

また、幹線道路の整備に伴う交通量の増加や判断力が低下する高齢ドライバーの増加により、子どもや高齢者が交通事故に巻き込まれるリスクが高まっています。

2) 町道・農道

町道は、令和6年度末時点で、総延長約 324.4 kmで、改良率約 64.4%、舗装率約 76.7%となっています。町内の生活の利便性向上のため、生活に密着した道路の整備や津波からの避難を念頭に置いた避難道路の整備、新市街地と既存の集落を結ぶ交通網を念頭に置いた道路網の整備が求められます。

農道は、総延長 305.4 kmで、そのうち一定要件農道が 50.8 kmとなっています。一定要件農道の多くは、国営農地再編整備事業などの補助事業より農道整備を進めた道路に該当しますが、その他の多くは、中山間部の小区画農地への耕作用道路や生活に密着した集落道が占めています。また、農業用機械の大型化が進む今日、農道の維持管理に加え、農業の生産性向上を図るための道路整備が求められています。

3) 公共交通

地域公共交通は、JR常磐線やタクシーのほか、町が町民バスを身近な交通手段の一つとして運行しています。駅や医療機関、学校、公共施設等をつなぐ交通ネットワークを形成していますが、今後は持続可能な地域公共交通網を図るため、ニーズと利用状況に注視し運行形態の更なる検討が必要です。

(2) その対策

1) 国県道の整備

広域幹線道路となる国県道における事故リスクの低減を図るため、交通事故多発地点や通学路等を中心に交通安全施設の整備充実を要請するとともに、交通ネットワー

クの維持・保全や通行者の安全性向上に有益な情報提供を、基礎自治体ならではの日常的な視点から行います。

また、交通ルールを理解促進や通学路の安全点検、住民通報によるリアルタイムな情報収集など、交通事故を未然に防ぐ方策を推進します。

2) 町道・農道の整備

町民の生活に密着した道路の整備を行い良好な居住環境の形成に努めるとともに、新市街地の利便性を享受するため、新市街地と既存市街地を結ぶ避難道路を含めた道路網の整備を進め、交通機能を向上させます。また、生活環境の保全を図るため、大型貨物自動車及び通過交通の市街地内への侵入の抑制を図るとともに、市街地内や幹線道路の歩道等の整備促進及び、狭あい道路整備を図っていきます。

農道整備については、農業の生産性向上を図るため、ほ場整備事業区域内道路の維持管理に加え、生活に密着した集落道（赤道）などの整備を行い、農業生活環境の向上を念頭にした整備が求められます。

3) 公共交通確保対策

町民の生活を支える身近な交通手段である地域公共交通の利便性の向上を図るとともに、駅や医療機関、学校、公共施設等を中心とした公共交通網の整備を促進します。

また、新市街地と既存市街地を有機的に繋ぐ交通ネットワークの構築を図り、新市街地の利便性を町全体が享受できるまちづくりを進めます。

学校等の公共施設の統廃合に併せて、スクールバスや町民バスなどのバス路線の再編を検討します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 道路	交通安全対策補助事業 つばめの杜北線 道路改良 L=800m W=7.0m	町	
		交通安全対策補助事業 真庭千保田線 道路改良 L=500m W=9.5m	町	
		交通安全対策補助事業 つばめの杜44号線 道路改良 L=170m W=6.0m	町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		交通安全対策補助事業 つばめの杜 45 号線 道路改良 L=80m W=7.5m	町	
		道路新設改良事業 町戸花線 道路改良 L=520m W=7.0m	町	
		道路新設改良事業 上平浜原線 道路改良 L=780m W=5.75m	町	
		社会資本整備総合交付金事業 東街道線 道路改良 L=1,100m W=9.5m	町	
		道路新設改良事業 鷺足南線 道路改良 L=200m W=5.0m	町	
		道路新設改良事業 横山藤崎線 道路改良 L=200m W=5.0m	町	
		道路新設改良事業 花釜田尻線 道路改良 L=250m W=6.0m	町	
		道路新設改良事業 小平北線 道路改良 L=700m W=7.5m	町	
		道路新設改良事業 小平館東線 道路改良 L=130m W=6.0m	町	
	(1) 市町村道 橋りょう	道路メンテナンス事業 (町道に架かる橋梁[240箇所] の調査点検及び補修・修繕)	町	
	(2) 農道	農業用施設単独整備事業 浅生原下宮前線道路整備工事 舗装工 L=270m W=3.0m	町	
		農業用施設単独整備事業 小平鳳仙寺線道路整備工事 舗装工 L=85m W=3.5m	町	
		農業用施設単独整備事業 鷺足字南地内赤線道路整備工事 舗装工 L=100m W=2.1m	町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		農業用施設単独整備事業 中山川内 1 号線道路整備工事 舗装工 L=125m W=3.0m	町	
	(9) 過疎地域 持続的発 展特別事 業	町民バス等運行事業	町	
	公共交通	町民バス運行改善事業	町	

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

1) 上下水道

上下水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化に伴い、持続的な運営が大きな課題となっていることから、民間委託による維持管理の効率化やコスト削減等をさらに進めていく必要があります。また、住民の皆様が安心して暮らせる生活環境の整備に向け、ストックマネジメント等の各種計画に基づき施設・設備等の更新や耐震化、長寿命化対策を着実に実施していく必要があります。

さらに、災害時の水供給体制の強化等を目的として、他事業体との連携を図るなど、広域的な支援体制の構築についても引き続き進めていく必要があります。

2) 廃棄物処理

本町では、「ごみの分け方・出し方」パンフレットの全戸配付等を行い、ごみの減量化や分別の徹底、リサイクルを推進してきました。

また、毎年実施されている町内一斉清掃など、様々な環境美化活動が実施されていますが、ごみのポイ捨てのほか、近年、被災した沿岸部への不法投棄が増加していることから、環境美化意識の高揚及び不法投棄に対する対策が急務となっています。町民一人ひとりが環境への意識を高め、環境に配慮し行動することが重要であり、地域で力を合わせて環境美化と不法投棄の防止に取り組む必要があります。

循環型社会の実現に向け、リサイクル運動や生ごみの処理に対する支援を行い、リサイクルに対する意識が醸成しつつありますが、町民一人にかかる 1 日当たりのごみの排出量は依然として減少には至っておらず、引き続き、リサイクルやごみの資源化などの意識啓発が課題です。

3) 消防・防災

大震災の津波により、本町における社会基盤は壊滅的な被害を受けるとともに、多くの尊い人命が失われました。地震・津波による災害だけでなく、水害や土砂災害などあらゆる災害から、町民の安全・安心を守る防潮堤、河川堤防、排水施設等の社会基盤の強化を進め各種災害からの被災リスク軽減を図るまちづくりが求められています。さらに、町民一人ひとりが、災害発生時に迅速かつ適切な避難行動等が取れるよう支援する必要があります。

全国で異常気象による災害が多発しており、町民一人ひとりの防災に対する関心が高まる中で、総合防災訓練を通じて、各種防災会が地域の実状に応じた避難訓練及び防災研修会を企画し、自身の避難場所や避難経路確保などの避難行動の習熟が図られています。児童生徒も総合防災訓練において災害対応業務の一端を担うことにより災害と発生時における自助・共助のあり方を学ぶ防災学習を実施しており、小学校の総合教育においては、町内防災拠点施設や「震災遺構中浜小学校」の見学等を実施し、防災教育の充実が図られています。また、町民一人ひとりの防災に対する関心が高まっている中で、避難行動要支援者台帳を作成し、災害弱者に対する支援策にも引き続き取り組んでいく必要があります。

大震災の教訓を後世に伝承し、防災意識の高揚を図るとともに、防災教育を継続して実施する必要があります。また、救急医療、消防については、引き続き広域的な連携を継続していくとともに、身近な緊急的な対応については、自ら主体的な行動をとれるよう支援する必要があります。

4) 住宅環境

大震災後の新市街地整備により、公共施設、商業施設、医療・福祉施設等の都市機能が一定程度集約されたため、既存集落を含めた町全体でその利便性を享受することが重要です。

人口減少や少子高齢化が進行するなか、持続可能な将来を見据え、車に頼らずに暮らせる社会を目指し、既存集落から利便性の高い新市街地周辺に緩やかに居住を集約するとともに、地域公共交通との連携により、町内のどこにいても日々の暮らしの利便性が高く、快適なまちづくりを進めていく必要があります。

(2) その対策

1) 上下水道の整備

安全・安心な水道水を安定的に供給するため、上下水道施設・設備等の更新や耐震化、長寿命化対策等について、ストックマネジメント等各種計画に基づき、事業の標準化を行いながら計画的に施設整備を進めます。

また、下水道の供用開始後、一定期間が経過しても下水道に接続しない町民に対し、

下水道接続を働きかけるとともに、下水道処理区域外においては、浄化槽による汚水処理を推進します。

2) 廃棄物処理対策

不法投棄されやすい場所の予測や、その土地所有者及び関係機関との連携を図り、清掃及び除草などの環境整備を実施し、不法投棄の防止に努めるとともに、不法投棄防止巡視員を活用した監視体制の強化に取り組みます。

家庭や事業所におけるごみ（食品ロス含む）の削減を目指した取り組みを進めるとともに、ごみの分別徹底や、処理体制、リサイクル体制の充実を図ります。また、広報・啓発活動等を通じ、町民や事業者の自主的な3R＋R運動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換を推進します。

3) 消防・防災対策

将来、発生が予測される地震災害や、近年全国各地で頻発・激甚化する水害、土砂災害などの自然災害から町民の生命、財産を守るために、「自助・共助」の理念のもと、総合防災訓練や防災教育により防災意識の高揚を図るとともに、地域の自主防災組織の機能強化など、地域と行政が連携した体制の構築を目指します。

また、町民が安心して暮らせるよう、未整備区間の河川等改良事業や、頻発する湛水被害解消に向けた坂元地区や山下・横山両地区の排水対策事業、防災重点農業用ため池緊急整備事業などを実施することにより、防災・減災対策の充実を図ります。

4) 住宅環境整備対策

大震災後に整備された生活利便性の高い3か所の新市街地に、立地適正化計画により都市機能と居住誘導を図ることで人口密度を高め、町内の恵まれた交通連携軸を保全することで中心部への移動が容易な生活環境を維持します。

また、将来にわたって良好な住環境を確保するため都市計画制度を活用し、用途地域や地区計画の指定を進めます。

さらに、将来、発生が予測される地震災害対策として、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を推進するとともに、町民が安心して暮らせるよう、防犯灯の整備を推進するなどの防犯対策に取り組みます。

町営住宅については、耐用年数を超過した住宅の用途廃止等に取り組みながら、適正な維持管理に努め、住宅環境の維持保全に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設及び管路等更新事業	町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	下水道施設及び管渠等更新事業 (特定環境保全公共下水道) (1 施設及び老朽管の平準的更新)	町	
	(2) 下水処理施設 農村集落排水施設	下水道施設及び管渠等更新事業 (農業集落排水事業) (2 施設及び老朽管の平準的更新)	町	
	(6) 公営住宅	既存町営住宅除却事業	町	
	(7) 過疎地域持 続的発展特 別事業 防災・防犯	防災キャンプ事業	町	
	(7) 過疎地域持 続的発展特 別事業 環境	環境保全事業	町	
		環境美化促進事業	町	
		一般廃棄物処理事業	町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(7) その他 防犯・防災	犯罪のない明るいまちづくり事業 (防犯灯整備等)	町	
		防災重点農業用ため池緊急整備事業 (渋沢ため池)	町	
		河川改良事業	町	
		坂元地区排水対策事業	町	
		横山地区排水対策事業	町	
		山下地区排水対策事業	町	
		消防力機能回復事業 (消防ポンプ積載車等更新事業)	町	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

1) 子育て環境の確保

時代の変化に伴い、子育てに関わる環境や課題は複雑化しており、多様なニーズやライフステージに応じた、切れ目のない子育て施策の展開が求められています。

令和6年4月には、こどもセンター内に児童福祉と母子保健の両機能を併せ持つ「こども家庭センター」を設置し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、一体的な相談・支援体制を整備しました。

さらに、令和7年3月には「山元町こども計画」を策定し、総合的な施策の推進を図ることとしており、関係機関・団体等との連携のもと、様々な子育て支援事業に取り組む必要があります。

また、令和7年4月には幼保連携型認定こども園が開園し、長年の懸案であった待機児童対策の推進に寄与しました。今後も、民間事業者をはじめとする子育て支援団

体等との役割分担と連携強化を図るとともに、地域住民との協働による地域ぐるみの子育て支援事業の一層の充実が求められます。

経済的に困窮する家庭や、支援を必要とする家庭が増加しており、子どもの適切な医療機会を確保するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減や相談・支援体制の強化を図る必要があります。

２）高齢者等の保健及び福祉

現在、本町では総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、全国平均や宮城県平均と比較してもかなり高い水準にあり、高齢化社会が急速に進んでいます。その中で、誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるように、各種健康づくり事業や介護予防事業の実施、健全な介護保険事業の運営の継続が必要です。住まいを中心とした、医療、介護、介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築とともに、健康づくり運動の普及や町独自事業として通所型サービスの普及に努めてきました。今後、さらなる深化・推進には、各種健康づくり事業への積極的な参加や介護予防ボランティアとなる人材の育成が必要となります。

また、高齢化の進展とともに一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が見込まれ、高齢者の生活を支える多様な主体が連携し高齢者の暮らしを見守り、支える仕組みづくりが必要となります。

障がい者については、障がい者本人や親の高齢化、親なき後を見据え、地域で安心して暮らすことができるよう障がい福祉サービスの充実や体制整備が必要となります。

（２）その対策

１）子育て環境の確保

子育て環境の確保に向けては、こどもセンターにおいて、地域の子育てに関する相談・交流の促進を図るとともに、利用者のニーズに応じたファミリー・サポート・センター事業など、多様な子育て支援サービスの充実を進めます。

また、町内の私立こども園や幼稚園、子育て支援団体等との連携・強化を図りながら、地域全体で子育て環境の拡充を目指します。

子どもの安全確保に関しては、関係機関・団体との連携により、交通安全対策や犯罪被害防止のための活動を推進します。児童虐待防止対策については、要保護児童対策地域協議会を中心に対応を行い、ひとり親家庭等の自立支援施策の推進や障がい児施策の実施など、要保護児童とその家庭に対するきめ細かな支援に取り組みます。

また、子どもを対象に、適正な医療機会の確保と経済的負担軽減を図るため、医療費助成を継続して実施します。

母子手帳交付時から継続した支援が行えるよう、訪問や相談、講座等を定期的に開

催し、育児の不安や負担の軽減、親子の心身の健康増進、家族関係の保持増進、孤立の予防などに取り組みます。

2) 高齢者等の保健及び福祉の充実

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まいを中心とした、医療、介護、介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを強化し、介護予防ボランティア養成・育成、通いの場作りと移動手段の確保等を推進することにより、高齢者が安心して生きがいを持ちいきいきと生活し、社会参加ができるまちづくりの実現を目指します。

また、高齢者の低栄養・虚弱・生活習慣病等の重症化を予防し、健康寿命延伸に向け、健康増進のための教室、講座等を定期的に開催し、高齢者の健康づくりを推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 子育て環境 の確保、高 齢者等の保 健及び福祉 の向上及び 増進	(8) 過疎地域持 続的発展特 別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業	町	
		私立幼稚園機能分担・連携強化 事業	町	
		保育所管理運営事業	町	
		一時預かり事業	町	
		ファミリー・サポート・センタ ー事業	町	
		特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業	町	
		病児・病後児保育事業	町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		送迎保育ステーション事業	町	
		地域子育て拠点事業	町	
		こども家庭センター事業 (児童福祉)	町	
		こども家庭センター事業 (母子保健)	町	
		幼稚園型一時預かり事業	町	
		放課後児童健全育成事業	町	
	(8) 過疎地域持 続的発展特 別事業 高齢者・障が い者福祉	福祉タクシー利用及び自動車燃 料費助成事業	町	
		自立支援医療費給付事業 (更生育成医療)	町	
		自立支援介護・訓練等給付事業	町	
		生活支援体制整備事業	町	
		障害者緊急短期入所支援事業	町	
		障害者医療費助成事業	町	
		障害者基幹相談支援センター事 業	町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		地域活動支援センター運営事業	町	
		認知症総合支援事業	町	
		成年後見制度利用支援事業	町	
		高齢者サービス事業	町	
		養護老人ホーム措置事業	町	
		敬老祝金事業	町	
	(8) 過疎地域持 続的発展特 別事業 健康づくり	元気やまもと みんなの健康まつり	町	
	(8) 過疎地域持 続的発展特 別事業 その他	少子化対策・子育て応援事業	町	
		心のケア事業	町	

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

疾病の重症化に伴う医療費の増加がみられることから、医療費の抑制を図るためにも、各種検診の普及啓発や受診勧奨を行い、早期発見、早期治療への結びつけが必要です。

また、生活習慣に起因する肥満やむし歯、生活習慣病の増加など課題も多く、乳幼児期から健康的な生活習慣の獲得に向けた支援が必要です。

さらに、生活習慣の改善のためには、身体健康だけでなくこころの健康を維持することも必要であることから、「こころのケア」に関する取り組みも重要です。

妊娠、出産、子育てに不安を持つ人も多く、妊娠期から切れ目のない相談支援を実施できるよう、必要に応じて関係機関と連携を図る必要があります。

（２）その対策

予防接種や疾病の早期発見に向け、各種検診への受診を呼びかけるとともに、健康づくり事業の充実を図ります。特に対策が求められているメタボリックシンドロームや歯の健康、生活習慣病については、重点施策として事業の推進を図ります。

また、生涯にわたり、こころの健康を保つことができるよう、専門医の相談窓口の周知を図り、各世代の特徴を踏まえた健康づくり事業を推進し、「こころのケア」に努めます。

さらに、地区組織や関係団体との協働により地域での健康教室や健康相談に積極的に取り組んでいくことで、地域ぐるみの健康づくりを推進します。

併せて、本町医療の拠点である宮城病院の診療機能の維持・向上を図りながら、近隣自治体である亘理町や町内医療機関との連携を強化し、地域医療体制の構築を推進します。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
８ 医療の確保	(３) 過疎地域 持続的発展特別事業 その他	母子保健事業	町	
		各種検診事業	町	
		栄養改善事業	町	
		予防接種事業	町	
		宮城病院との連携支援事業	町	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

1) 学校教育

大震災以前は、町内に小学校が5校、中学校が2校ありましたが、被災した中浜小学校が平成25年3月に坂元小学校と統合したことにより、小学校は4校体制となりました。その後、児童生徒数の減少による複式学級の編成や男女比のアンバランス、教員の確保、部活動数の縮減などの課題を踏まえ、平成30年12月に小・中学校再編方針を策定し、中学校については令和3年4月に坂元中学校と山下中学校を再編して「山元中学校」を新設し、1校体制となりました。小学校の再編については、令和6年10月に提出された「山元町再編小学校在り方検討委員会報告書」等を踏まえ、小学校4校を統合し、中学校1校を含めた小中一貫教育学校を令和12年に開校することを目指します。

今後は、老朽化した学校施設の改修や空調設備整備等、教育環境のさらなる環境改善が求められています。

また、新学習指導要領への移行等、教育環境の変化に伴い、学力向上や体力・運動能力向上、基本的な生活・学習習慣の形成はもちろんのこと、児童生徒がよりよい学校生活を送れるよう、コミュニケーション能力の向上、児童生徒の「こころ」のケアにも注力することが必要です。

さらに、「みのりプロジェクト（学校教育充実事業）」を推進し、小中学校の教育活動の充実を図るとともに、地域や各種関係団体等との協働による教育環境の整備を進め、知・徳・体の各分野の課題を踏まえた、学校教育の充実を図る必要があります。

2) 社会教育

少子化や核家族化などによって家庭を取り巻く環境が変化し、地域とのつながりも希薄化する中、次代を担う子どもたちを育てていくためには、家庭・地域・学校が相互に連携し、地域全体で子どもを育てる協働教育の取り組みをさらに推進していくことが必要です。

また、町民誰もが生涯にわたり学べる機会を創出し、その学びの成果を生かすことができる環境づくりが求められています。

3) 社会体育

より一層のスポーツの振興を図るためには、町民のスポーツ・レクリエーション活動への関心や健康に対する意識を高めるとともに、改修が完了した町民体育館や町民グラウンドを積極的に活用し、あらゆる世代が気軽に参加できる活動機会を一層充実させる必要があります。また、スポーツ団体等の支援も継続して行うことが必要です。

（２）その対策

１）学校教育

小学校の再編に伴う小中一貫教育学校の令和 12 年開校に向け、運営体制の検討と併せて、民間活力導入可能性調査や測量調査業務など、学校施設整備の準備を計画的に取り組みます。

また、当該校開校までの間、児童生徒が安全で質の高い教育環境のなかで安心して学べるよう、学校の計画的な改修やＩＣＴ機器の効果的な活用、教材教具の充実を図るとともに、児童生徒の教育に要する保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助制度や奨学金制度、給食費補助等の援助に取り組みます。

２）社会教育

協働教育への理解促進を図り、幅広い地域住民の参画を得ながら、組織的かつ持続的な実施体制の下、地域全体で協働教育の取り組みを推進し、次代を担う子どもたちの学びと成長を支えます。

また、社会教育施設等を学びの拠点として有効に活用し、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、町民が集い、学び、さらその成果を生した活躍ができる機会を創出することで、生涯を通じた学びの実現を図ります。

３）社会体育

社会体育施設における設備面の充実を図るとともに、スポーツの持つ楽しさや魅力を積極的に発信し、町民の自主的・主体的な活動を促します。また、指導者の育成やスポーツ団体への支援を通じて活動の活性化を図るほか、あらゆる世代が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の機会を創出し、町民の健康増進と住民相互の連帯感の醸成に努めます。

（３）計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小学校エアコン設置事業	町	
		小学校屋内運動場空調設備整備事業	町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		山元中学校エアコン設置事業	町	
		山元中学校屋内運動場空調設備 整備事業	町	
		山元中学校小荷物専用昇降機更 新事業	町	
	(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 義務教育	再編小学校整備事業	町	
		学校図書司書補配置事業	町	
		就学援助事業	町	
		学校給食費補助事業	町	
		特別支援教育支援員配置事業	町	
		外国語指導助手配置事業	町	
	(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 生涯学習・ スポーツ	地域学校協働活動（地域活動） 事業(生涯学習だより等作成に よるサークル活動の紹介)	町	
		地域学校協働活動（地域活動） 事業(出前講座等)	町	
		スポーツ団体事業補助金・スポ ーツ少年団補助金	町	
	(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 その他	協働教育推進事業 地域学校協働活動（学校支援） （家庭教育支援）事業	町	
		地域学校協働活動（地域活動） 事業(学習支援等)	町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		図書管理システム事業	町	
		姉妹都市シニアリーダー研修・ 交流会 地域学校協働活動（放 課後子ども教室）事業社会教育 関係補助金	町	

10 集落の整備

（１）現況と問題点

本町の人口は大震災の影響も相まって減少傾向が著しく、将来的に地域社会の存続自体が困難になるなど強い危機感があります。

人口減少は、税収減による行政サービスや社会インフラ更新の制限等に限らず、空き家の増加や住民組織の担い手不足による行政区再編など、生活利便性や地域の魅力・活力の低下につながるため、特に既存集落を支える若年層をはじめとした移住者の呼び込みを促すことが重要です。

（２）その対策

人口減少による生活利便施設（医療・福祉・商業等）の縮小を抑制するための施策として、立地適正化計画による誘導施策を進め、併せて町内外からの子育て世代を中心とした移住定住者の受け入れ先を確保すべく、町有地を活用した分譲宅地の整備に関する検討を行います。

また、誰もが安心して地域に溶け込めるサポート、既存コミュニティと個別世帯と地域の融和のための取り組みへの支援や地域コミュニティ活動のための集会所施設整備等の支援を行い、地域住民が安心して暮らせる地域の形成を図ります。

（３）計画

事業計画（令和８年度～令和１２年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 集落の整備	(２) 過疎地域持 続的発展特 別事業 集落整備	地区集会所整備補助事業	町	

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

核家族化やライフスタイルの変化などにより、地域の伝統文化を継承する機会が次第に少なくなっています。このため、保存・継承に向けた機会を創出し、地域に伝わる郷土芸能などの伝統文化を次代へ繋いでいく必要があります。

また、芸術文化に触れたり、芸術文化活動に参加したりする機会が必ずしも十分でなく、芸術文化活動団体の数も減少しています。さらに、町に残る貴重な文化財についても適切に保護し、保存管理に努めていく必要があります。

(2) その対策

芸術文化活動団体の育成・支援に努めるとともに、子どもから年配の方まで、幅広い世代が気軽に芸術文化に触れる機会や芸術文化活動に参加する機会の創出に努めます。

また、地域に伝承される郷土芸能については、保存団体と連携し、次代への保存・継承に取り組みます。

町の貴重な財産であり、地域資源でもある文化財についても適切に保護と保存管理に努め、これらを活用した学習機会や公開の機会を創出することで、文化財保護意識と郷土愛の醸成を図ります。また、住民等の参加による文化財を生かした特色ある地域づくりを進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振 興施設等 地域文化振 興施設	歴史民俗資料館・ふるさと伝承館 環境整備事業	町	
	(2) 過疎地域 持続的発展 特別事業 その他	町指定文化財茶室等維持管理事業	町	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーの積極的な導入を進めながら、温室効果ガスの排出抑制に努めるなど、本町の自然と生活環境に配慮した再生可能エネルギーを活用したまちづくりに取り組むことが求められます。

(2) その対策

低炭素社会の構築に向け、クリーンエネルギー施設を積極的に誘致するなど、土地の有効活用と再生可能エネルギーの活用を推進します。また、家庭への再生可能エネルギーの導入促進のため、太陽光発電設備の導入等本町の特性に配慮した再生可能エネルギーの普及・促進及び情報提供等を行います。

(別表)

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

※当一覧表に記載した施策については、いずれも地域の持続的発展に資するものであり、効果が将来に及ぶものである。

自立促進施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 移住・定住 ・地域間交 流の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 移住・定住	移住・定住支援事 業	町	住宅取得・民間賃貸住宅家 賃・住宅リフォームを行う新 婚・子育て世帯、新規転入者 に対し補助金を交付し定住を 図るもの。
		空き家バンク事 業	町	空き家、空き地及び空き店舗 を有効に活用することによ り、定住促進による地域の活 性化を図るため、空き家等 に関する情報を登録し、その情 報の提供を行うもの。
		空き家家財道具 等処分支援補助 金	町	空き家を売却する際の家財道 具等の処分に要する経費の一 部を補助し空き家の利活用を 図るもの。
3 産業の振興	(10) 過疎地域持 続的発展特 別事業 第1次産業	頑張る新人農家 支援事業	町	町内で独立自営する新規就農 者を対象に、農業経営初期段 階に要する経営資材購入費を 支援することで、早期の定着 化を図るもの。
		振興作物産地化 奨励事業	町	新たな山元ブランドの確立を 図るため、町が位置付ける新 たな振興作物の苗木、種子、 防除薬資材購入経費等の一部 を支援し、作付けの普及拡大 を図るもの。
		振興作物作付定 着化事業	町	米の需給調整に即した生産を 行う一方、国内食糧自給率の 向上を目的として水田を活用 し、大豆やそばの戦略作物を 生産（転作）する集落営農組 織や農業法人に対し、主食用 米並みの所得が確保できるよ う支援するもの。

		未来のいちご生産者サポート事業	町	いちごの栽培に必要な知識・技能等の習得を目的とした研修を町内で受講し、将来的に町内での就農を目指す者を対象として、研修期間中における生活費用の一部を支援するもの。
		いちご団地新規入植者支援事業	町	いちご団地の後世への利活用を目的として、新たな入植者に対し入植施設の栽培面積に応じ補助するもの。
		新規就農者育成総合対策事業	町	町内で新たに営農を開始する認定新規就農者を対象として、経営発展の支援と資金面の支援を目的として補助金を交付するもの。
		多様な農業担い手育成・確保事業	町	地域農業の一翼を担う認定農業者以外の中小規模・家族経営体を対象として、県事業を活用し、新たな園芸品目等の取組や新技術導入等に係る機械・施設等の導入・改修等に要する経費を補助するもの。
		豊かなふるさと保全整備事業	町	施設の機能保全及び農村地域の生活環境向上、営農環境の向上を図るため、水路・溜池等農業用施設の適切な整備及び維持管理を行うもの。
		多面的機能支払交付金事業	町	施設の機能保全及び農村地域の生活環境向上及び営農環境の向上を持続的に保全管理するため、地区（行政区）ごとに結成された維持管理組織に対し、地域内の管理道路や用排水路等の維持管理活動に交付金を交付するもの。

		森林の保全事業	町	県や各種ボランティア団体が実施する育樹活動機会を積極的にPRしながら、町民等の参加を促し、森林保全への意識の高揚を図るとともに、町民等の協働による森林保全に向けた意識の醸成を図るもの。
		緑化推進委員会 緑化促進事業	町	山元町緑化推進委員会が緑化促進事業に取り組む行政区等に補助を実施し、地域全体の緑化活動の推進を図るもの。
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業化	6次産業化ネットワーク活動事業	町	1次産業者、流通業者、食品事業者等のネットワーク形成を図ることなどにより6次産業化を支援し、農林水産物の付加価値向上、地域特産品の育成、生産者所得の向上を図るもの。
		商工会運営及び事業支援事業	町	商工会活動を支援するとともに、町の商工業者の振興を図るため、亘理山元商工会の運営費、及び実施事業に係る経費を補助するもの。
		中小企業振興資金利子補給事業	町	町内中小企業者の経営の安定と商工業の振興を図るため、事業者の山元町中小企業振興資金借入れに伴い発生する利子の一部（1%上限）を補給し、事業者の負担を軽減するもの。
		中小企業振興資金預託事業	町	金融機関が町内事業者の山元町中小企業振興資金の融資斡旋を行うにあたり、融資の原資を各金融機関に預託するもの。

		中小企業振興資金保証料補給事業	町	町内事業者が山元町中小企業振興資金を借り入れる場合に必要となる債務保証について、中小企業者の負担を軽減するため、町が代わって保証料を補給するもの。
(10) 過疎地域持続的発展特別事業 観光		花畑プロジェクト（ひまわり祭り）	町	町内外の交流人口拡大を図り、にぎわいを創出するため、大震災から復旧した山元東部地区の広大な畑地を活用して「ひまわり祭り」等を開催するもの。
		交流拠点ネットワーク推進事業	町	交流人口の拡大に資する各種イベント等を運営する団体等に対する支援を行い、それらの活動（＝観光資源）の充実を図るとともに、点在するそれら観光資源等のネットワーク化を図る各種施策の展開により、町を訪れる観光客の町内周遊を促進し、交流人口の拡大を図るもの。
		農水産物直売所運営事業	町	町のランドマークである「やまもと夢いちごの郷」の運営を公設民営で行うことにより、民間活力を活用した地域産業の活性化、及び交流人口拡大による地域経済活性化等を図るため、指定管理者制度による運営に係る所要の経費を措置するもの。
		観光物産魅力発信事業	町	山元町PR担当係長ホッキーくんを活用し観光・物産など町の魅力発信を行うもの。

		観光情報発信事業	町	町観光パンフレットと併せ各種団体等が作成するパンフレット等も活用し、広報活動の充実・強化を図るとともに、マスコミやホームページ等を活用し広く情報発信を行う。また、インバウンドの推進に向け、外国語版のパンフレット作成に順次取り組むとともに、外国語案内が可能な人材の育成や設備の整備に取り組むもの。
		名亘地場産業振興協議会事業	町	広域交通網を生かした観光振興を図るため、名亘地区2市2町が連携を深め、広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進等地域一体となった観光施策を展開するもの。
		四方山観光開発協議会事業	町	角田市、亘理町、山元町が連携し、1市2町に跨る四方山を生かした観光誘客を図るため、広域的なPR活動や施設の維持管理を行うもの。
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 企業誘致	企業立地奨励金事業	町	本町への企業立地を促進するため、事業所を新設又は増設した企業に対し、山元町企業誘致促進条例に基づき、該当する各種奨励金等を交付するもの。
		企業誘致推進事業	町	町内への企業誘致の実現に向け、用地の確保・整備への取り組みを進めるとともに、各種支援を通じたワンストップサービス体制の構築、企業誘致セミナー等を通じた企業誘致情報の発信に取り組むもの。

	(10) 過疎地域持 続的発展特 別事業 その他	鳥獣被害対策実 施隊事業	町	有害鳥獣の捕獲圧を高めるた め、町直轄で組織した鳥獣被 害対策実施隊の運営を図るも の。
		イノシシ捕獲対 策奨励事業	町	農作物被害の軽減を図るた め、狩猟期間内のイノシシ捕 獲に対し、奨励金を交付する もの。
		農作物等鳥獣被 害対策事業	町	農作物被害の防止を図るた め、農業者自らが設置する電 気柵や防御塀などの設置費用 の一部を補助するもの。
		漁港施設機能保 全事業	町	海岸環境の維持管理として施 設維持、トイレ等の清掃等 を行うもの。
		森林適正管理推 進事業	町	私有人工林の意向調査等、森 林の適正な管理を目的とする 森林経営管理制度の取り組み を推進するもの。
		山元町ブランド 推進事業	町	町の優れた地域資源を、山元 ブランド「やまほど、やまも と。」として認証し、認証品 のPRや販路拡大支援等を通 じ、町の知名度向上や地域活 性化を図るもの。
		シルバー人材セ ンター運営支援 事業	町	高齢者等の就業機会の確保 及び「一般社団法人山元町シ ルバー人材センター」の安定 した運営等を促進するため、 同センターに対し、運営費及 び事業費を補助するもの。
4 地域におけ る情報化	(2) 過疎地域持 続的発展特 別事業 その他	情報伝達システ ム再構築事業(戸 別受信機貸与事 業等)	町	防災行政無線の維持管理と戸 別受信機の貸与事業を継続し て実施するもの。

5 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	町民バス等運行事業	町	町民の利便性の向上を図るため、町民バスを運行するもの。
	公共交通	町民バス運行改善事業	町	より利便性の高い地域公共交通網の形成を図るため、地域公共交通会議を開催するなど、関係機関の意見等を聴取しながら、地域公共交通計画の策定や町民バス運行事業の運行改善を実施するもの。
6 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯	防災キャンプ事業	町	防災拠点施設において災害や被災時の対応、避難所運営等を子供たちに体験させるもの。
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境	環境保全事業	町	自然環境を守るため、関係機関等と連携を図りながら、不法投棄対策（廃棄物の撤去や巡回パトロール）の強化を図るもの。
		環境美化促進事業	町	不法投棄防止巡視員による定期的なパトロールの実施及び、不法投棄防止看板の設置など、不法投棄根絶に向けた各種対策を実施するもの。
		一般廃棄物処理事業	町	ごみ処理（ごみの分別・リサイクル方法等）に係る各種対策の検討や、町民に対する情報提供等を実施するほか、亘理名取共立衛生処理組合にごみ処理費負担金を拠出し、適正なごみ処理を実施するもの。
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業	町	子ども（18歳に達する日の属する年度の末日）を対象に、適正な医療機会の確保と経済的負担軽減を図るため、医療費の一部を助成するもの。

		私立幼稚園機能分担・連携強化事業	町	町内私立幼稚園に入園する場合、保護者の入園時の費用負担軽減のため、補助金を交付するもの。
		保育所管理運営事業	町	つばめの杜保育所の適切な管理運営を行うとともに、防災意識の高揚を図るため、定期的な散歩車の更新や散歩車の車庫を設置するもの。
		一時預かり事業	町	保護者が一時的に家庭での保育が困難となった場合や、就労形態により断続的に家庭で保育ができない場合、一時的に保育を支援するもの。
		ファミリー・サポート・センター事業	町	児童の預かりの援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動の連絡、調整を行い活動を支援するもの。
		特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業	町	宮城病院内「つくし保育園」の地域枠と、近隣市町の幼稚園等の利用について、施設型給付費の給付を行い、保育の受け皿を確保するもの。
		病児・病後児保育事業	町	亘理町内で実施している病児保育事業を広域利用するもの。
		送迎保育ステーション事業	町	ふるさとおもだか館内に坂元送迎保育ステーションを設置し、朝夕の一時預かりとつばめの杜保育所への送迎を行い、保護者の距離的な負担軽減を図るもの。
		地域子育て拠点事業	町	つばめの杜地内の子育て拠点施設の環境整備及び児童の健全な育成を育むため、施設の管理、運営を行うもの。

		こども家庭センター事業(児童福祉)	町	妊産婦、子育て世帯、子どもに対し母子保健・児童福祉の一体的な相談支援を行う機関として、児童虐待の相談対応・虐待防止の啓発の実施するもの。
		こども家庭センター事業(母子保健)	町	妊産婦、子育て世帯、子どもに対し母子保健・児童福祉の一体的な相談支援を行う機関として、母子手帳交付、育児相談、妊婦訪問など妊娠期から子育て期に切れ目ない支援するもの。
		幼稚園型一時預かり事業	町	認定こども園に対し「幼稚園型一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)」を委託し、家庭での保育が困難となる場合や、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等による育児疲れなどの保護者の心理的・身体的負担を軽減するもの。
		放課後児童健全育成事業	町	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(放課後児童)に対し、授業終了後などに児童館や小学校の余教室等の資源を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の保護及び健全な育成を図るもの。
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障がい者福祉	福祉タクシー利用及び自動車燃料費助成事業	町	心身に重度の障害がある方に対し、タクシー料金の一部及び自動車燃料費の一部を助成するもの。
		自立支援医療費給付(更生育成医療)事業	町	身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって、確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療費の支給を行うもの。

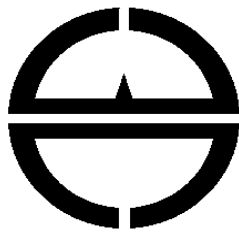
		自立支援介護・訓練等給付事業	町	障害者総合支援法にもとづく、介護や訓練等の支援や児童福祉法にもとづく、障害児通所支援、都道府県が実施する障害児入所支援などの障害福祉サービスを実施するもの。
		生活支援体制整備事業	町	高齢者が医療・介護のサービス提供のみならず、各種団体と連携できる支援体制の充実・強化を図るとともに、元気な高齢者が活躍できる地域づくりに向け、支え合い活動の発展を図るもの。
		障害者緊急短期入所支援事業	町	障害者を介護する介護者の高齢化等に伴う急病や急用等による緊急時の短期入所を行うもの。
		障害者医療費助成事業	町	身体障害者手帳（１・２級及び３級の内部障害）保持者、療育手帳（Ａ）、特別児童扶養手当１級者、精神障害者手帳１級者への医療費の一部負担金を助成するもの。
		障害者基幹相談支援センター事業	町	山元町障害者基幹相談支援センター「やすらぎ」（町が設置、山元町社会福祉協議会が運営）が地域の相談支援の拠点として実施する障害者基幹相談支援センター事業を山元町社会福祉協議会に業務委託するもの。
		地域活動支援センター運営事業	町	在宅の障害者等に創作活動や交流を促進し、地域共生社会に向けた活動に取り組むため、地域活動支援センター事業に対し補助金を交付するもの。

		認知症総合支援事業	町	医療・介護の連携支援体制の構築と早期診断・早期発見に向けた体制を構築するため認知症初期集中支援チームを配置し、認知症ケアの向上を図るもの。
		成年後見制度利用支援事業	町	判断能力が不十分な高齢者の権利を守るため、成年後見制度の申し立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を実施するもの。
		高齢者サービス事業	町	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、独居高齢者世帯及び高齢者のみの世帯に対する見守りサービスの利用促進や認知予防を図るための補聴器購入費用の一部を助成するもの。
		養護老人ホーム措置事業	町	環境上の理由及び経済的理由により居宅で養護を受けることが困難な高齢者を措置し、その費用を負担するもの。
		敬老祝金事業	町	高齢者に対する敬老の意を表し、社会貢献した労のねぎらいと合わせ、町民の敬老思想の高揚を図るため、敬老祝金及び特別敬老祝金を支給するほか、各地区で実施する敬老事業に対し助成するもの。
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 健康づくり	元気やまもとみんなの健康まつり	町	幼稚園、保育所の保護者を中心に、むし歯予防、メタボ予防を中心とした啓発活動を実施するもの。

	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	少子化対策・子育て応援事業	町	子どもの成長に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供と、未婚率が高い現状を踏まえた対策を講じるもの。
		心のケア事業	町	第2期自死対策計画の進捗管理とともに、こころの相談の周知及びこころの健康に関する各種事業を実施するもの。
8 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	母子保健事業	町	各種乳幼児健康診査、育児相談を行うもの。
		各種検診事業	町	特定健康診査、若人健康診査、後期高齢者健康診査、特定保健指導、各種がん検診を実施するもの。
		栄養改善事業	町	町民が「食」に関する知識や食を選択できる力を習得し、健全な食生活を実践できるよう支援するもの。
		予防接種事業	町	定期予防接種を実施するとともに、一部任意の予防接種について助成を行うもの。
		宮城病院との連携支援事業	町	地域医療体制の強化を図るため、宮城病院への各種検診業務の委託や乳幼児健診における診察及び相談での連携を図るもの。
9 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	再編小学校整備事業	町	「山元町小・中学校再編方針」及び「みのりプロジェクト推進事業」、山元町再編在り方検討委員会等での検討結果を踏まえ、町内4つの小学校を統合して1校とし、既存の中学校1校と合わせた小中一貫教育学校として、令和12年度の開校を目指すもの。
		学校図書司書補配置事業	町	小・中学校に図書司書補を配置し、児童の読書活動を推進するとともに、図書を活用した学習活動の充実等を図るもの。

		就学援助事業	町	経済的に就学が困難となった児童の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助するもの。
		学校給食費補助事業	町	学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担する学校給食に要する経費を補助することによって保護者の教育費の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援するもの。
		特別支援教育支援員配置事業	町	特別支援学級在籍の児童生徒は、日常生活のあらゆる場面において支援を必要としており、通常学級においても発達障害の疑いのある児童生徒等が在籍していることで、正常な学級運営ができないケースがあるため、学級担任が本来の教育目的を果たせるよう、支援員の配置を行うもの。
		外国語指導助手配置事業	町	国際化に対応した教育を推進するため、外国語指導助手を招致し、小中学校における国際理解教育と語学指導の充実を図るもの。
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	地域学校協働活動(地域活動)事業(生涯学習だより等作成によるサークル活動の紹介)	町	生涯学習だより・カレンダー等による事業等のサークル活動の紹介を行うもの。
		地域学校協働活動(地域活動)事業(出前講座等)	町	町内の専門的知識を有する者を講師として出前講座を実施し、地域住民に学習の場を提供するもの。

		スポーツ団体事業補助金・スポーツ少年団補助金	町	スポーツ活動を推進するとともに、スポーツ活動に伴う補助基準を明確化するもの。 (一定の運営費を確保し競技人口の拡大に繋げる)
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	協働教育推進事業 地域学校協働活動(学校支援)(家庭教育支援)事業	町	家庭・地域・学校が相互に連携し、協働により地域全体で未来を担う子どもを育成するもの。
		地域学校協働活動(地域活動)事業(学習支援等)	町	学習支援、防災教育、安全見守り等の事業を実施するもの。
		図書管理システム事業	町	中央公民館・坂元公民館・山下地域交流センター図書室の図書の貸出・返却をスムーズに行うため、システムを更新し、併せて、配架する図書の充実を図るもの。
		姉妹都市シニアリーダー研修・交流会 地域学校協働活動(放課後子ども教室)事業 社会教育関係補助金	町	姉妹・友好都市5市町の少年団体シニアリーダー(ジュニアリーダー)による情報交換・交流等により少年団体活動の資質向上を図るもの。
10 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地区集会所整備補助事業	町	各区の集会所利用者の安全確保と活動しやすい空間を確保することにより、地域コミュニティ活動の維持・活性化を図るため、各区が行う集会所整備事業に対する支援を行うもの。
11 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	町指定文化財茶室等維持管理事業	町	町指定文化財「大條家茶室 此君亭」の公開・貸出・維持管理・運営を行うもの。



山元町過疎地域持続的發展計画